

平成 30 年 度

# 八代市議会文教福祉委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                   |    |
|-------------------|----|
| 1. 3月定例会付託案件…………… | 2  |
| 1. 所管事務調査……………    | 70 |

---

平成 3 1 年 3 月 1 4 日 (木曜日)

# 文教福祉委員会会議録

平成31年3月14日 木曜日

午前10時01分開議

午後 5時19分開議（実時間359分）

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号
1. 議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算
1. 議案第6号・平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算
1. 議案第7号・平成31年度八代市介護保険特別会計予算
1. 議案第12号・平成31年度八代市診療所特別会計予算
1. 議案第26号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
1. 議案第27号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・教育に関する諸問題の調査
  - ・保健・福祉に関する諸問題の調査（八代市自殺対策計画の策定状況について）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 上村 哲三 君  
副委員長 橋本 幸一 君  
委員 金子 昌平 君  
委員 鈴木田 幸一 君  
委員 野崎 伸也 君  
委員 橋本 徳一郎 君  
委員 福嶋 安徳 君

※欠席委員 君

## ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 教育部長                | 桑田 謙治 君  |
| 教育部次長               | 和久田 敬史 君 |
| 首席審議員兼<br>教育施設課長    | 有馬 健一 君  |
| 学校教育課長              | 西村 裕 君   |
| 学校教育課<br>教育支援係長     | 松田 英里 君  |
| 教育政策課長              | 機 智三郎 君  |
| 教育政策課長補佐兼<br>教育政策係長 | 岩崎 伸一 君  |
| 教育サポートセン<br>ター所長    | 沖村 巧 君   |
| 理事兼生涯学習課長           | 澤田 宗順 君  |
| 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長   | 丸山 智子 君  |
| 健康福祉部次長兼<br>福祉事務所次長 | 小林 眞二 君  |
| 健康福祉政策課長            | 續 良彦 君   |
| 国保ねんきん課長            | 岩瀬 隆敏 君  |
| 理事兼子ども未来課長          | 田中 かおり 君 |
| 子ども未来課副主幹兼<br>保育係長  | 石本 淳 君   |
| 健康推進課長              | 南 睦子 君   |
| 健康推進課長補佐            | 稲本 京子 君  |
| 健康推進課長補佐兼<br>業務係長   | 竹下 慎一 君  |
| 生活援護課長              | 角 竜一郎 君  |
| 長寿支援課長              | 鶴田 洋明 君  |

○記録担当書記 鶴田 直美 君

（午前10時01分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻とな

り定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

◎議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それではまず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（桑田謙治君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）教育部でございます。

それでは、平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号のうち、教育部関係分につきまして、和久田教育部次長が説明いたします。どうぞよろしくお願いたします。

○教育部次長（和久田敬史君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号について、着座にて説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。予算書の11ページをお願いたします。

歳出の第9款・教育費に15億9829万2000円を追加し、補正後の額を74億1312万6000円とするものです。

それでは、歳出の具体的な内容について説明をいたします。21ページをお願いたします。

第9款・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費に688万円を計上いたしております。内訳は、職員給与経費188万円と八代市

学校・子ども教育応援基金事業の500万円でございます。職員給与経費は、今年度退職する職員が当初予定の1名から2名へふえたことによる退職手当の不足額を計上するものです。また、八代市学校・子ども教育応援基金事業は、当初の見込み以上の寄附採納があったため、基金積み立てに必要な額を補正するものでございます。

22ページをお願いいたします。款9・教育費、項2・小学校費、目3・学校建設費に14億7167万8000円を計上いたしております。小学校空調設備設置事業は、国の1次補正に伴い、事業を前倒しして子供たちの健康維持と学習環境を確保するため、空調設備の設置に必要な経費を補正するものです。また、小学校ブロック塀改修事業は、25校のうち、コンクリートブロック塀等の改修が必要とされた15校について、安全性を確保する観点から、改修に必要な経費を補正するものでございます。

小学校空調設備設置事業の事業費13億5073万円は、小学校23校の空調設備設置の工事請負費及び工事監理の委託料で、財源内訳として1億9965万1000円は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、11億1220万円は市債で、学校教育施設等整備事業債と合併特例債を充てております。なお、事業完了を2020年3月末に予定しておりますことから、事業費は繰り越しを予定しております。また、小学校ブロック塀改修事業の事業費1億2094万8000円は、小学校15校のコンクリートブロック塀改修のための工事請負費で、財源内訳として4013万4000円はブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、8070万円は市債で、学校教育施設等整備事業債と合併特例債を充てております。なお、事業完了を2020年1月末に予定しておりますことから、事業費1億2094万8000円は

繰り越しを予定しております。

続きまして、款9・教育費、項3・中学校費、目3・学校建設費に7973万円を計上いたしております。中学校ブロック塀改修事業は、中学校15校のうち、コンクリートブロック塀等の改修が必要とされた8校について、安全性を確保する観点から改修に必要な経費を補正するものでございます。

事業費7973万円は、中学校8校のブロック塀等の改修事業の工事請負費で、財源内訳として2587万2000円は、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金で、5370万円は市債で、学校教育施設等整備事業債と合併特例債を充てております。なお、事業費7973万円は繰り越しを予定しております。

続きまして、款9・教育費、項4・特別支援学校費、目3・学校建設費に3361万円を計上いたしております。八代支援学校体育館の非構造部材の耐震改修が必要となったため、国の2次補正に伴い、子供たちの安全性を確保するため耐震改修に必要な経費を補正するものです。事業費3361万円は、八代支援学校体育館非構造部材耐震改修事業の工事請負費で、財源内訳として987万8000円は学校施設環境改善交付金で、2250万円は市債で、学校教育施設等整備事業債と合併特例債を充てております。なお、事業費3361万円は繰り越しを予定しております。

続きまして、款9・教育費、項5・幼稚園費、目1・幼稚園費に639万4000円を計上いたしております。

幼稚園6園のうち、コンクリートブロック塀等の改修が必要とされた1園について、安全性を確保する観点から改修に必要な経費を補正するものでございます。事業費639万4000円は、代陽幼稚園のブロック塀等の改修に係る工事請負費で、財源内訳として213万1000円はブロック塀・冷房設備対応臨時特例

交付金で、420万円は市債で、学校教育施設等整備事業債を充てております。なお、事業費639万4000円は繰り越しを予定しております。

なお、30年度当初予算に計上しておりました事業において、文部科学省の学校施設環境改善交付金を財源としておりました2つの事業、太田郷小学校トイレ改修事業が2月26日付、第五中学校プール耐震改修事業が3月5日付で交付金の内定通知がありましたので、繰り越しをさせていただき、31年度に事業を実施する予定でございますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上が教育部が提案いたしております補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） 今度、補助金の関係で空調設備が前倒して、2020年の3月末までにできるということでございますけれども、相当数に上るわけですが、業者さんの確保のほうはうまくできるんでしょうかね、その辺を。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 今現在、中学校と幼稚園、それと泉小学校ですね、これの工事の発注を、既に契約のほう、済んでおります。

で、中学校、幼稚園のほうは9月末までには工期としておりますけれども、そちらのほうはもう業者のほう、既に確保はできているわけですが。

あと小学校のほうにつきましては、7月の契約を目標にしております。と、竣工のほう、3月末ですけれども、今の段階としましては、業者のほうの確保はできるものと想定しておるところです。

以上です。

○委員（鈴木田幸一君） これについてはですね、非常に学校関係の方々からですね、喜んでおられまして、子供たちの教育環境がよくなるということで非常に喜んでおられました。ぜひともですね、それについては確保していただきたい。しっかりした確保をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（上村哲三君） 意見として、いいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員（橋本幸一君） 関連してよろしいですか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（橋本幸一君） 今回の小学校の空調設備の事業について、恐らく中学校より業者さんというのは数自体が多くなるわけですが、想定として幾つの業者さん、それと市内の全て業者さんがということと、恐らく何らかの資格、条件もあるかと思うんですが、そういう資格条件も含めた中でちゃんとそれがクリアできるのかという、その辺も。資格というか……。

○委員長（上村哲三君） 入札資格……。

○委員（橋本幸一君） 何というかな、資格を持っている技術者ですね。その辺の、恐らくあると思うんですが、その辺も含めてちゃんと確保できるのかという、その辺をよろしく。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 契約の数ですけども、中学校と幼稚園のほうはですね、電気と機械設備に分けて、8本ずつ発注しております。で、小学校の場合は10本ずつということで、少し数は多くなる計画であります。

あと、資格のほうですけども、工事をですね、発注する段階で技術者のですね、確保については、これは全国的なですね、工事の発注があるということで、かなり技術者の不足がですね、想定はされておりますけど、中学校のほうも無事確保のほうはできたというふうになって

おりますけども、小学校のほうもですね、一応確保はできるようなことと一応想定しておりますけども、各業者のほうでですね、その技術者の確保をしていただける努力はいただけるかなというふうには考えております。で、一応業者のほうも市内の業者ということで発注を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（橋本幸一君） 大体、何業者ぐらい想定されているのか、その辺はまだわからないわけですか。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 工事につきましてはですね、1つの契約につきましてですね、ベンチャーで、共同企業体で組んで発注してる工事もありますので、数のほうはかなり多くはなってます。

以上です。

○委員（橋本幸一君） じゃ、まだ確定……。ま、概算ということ、それはまだ決まっていないということで理解していいんですか。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 小学校のほうは、まだこれから発注に向けてですね、契約検査課と協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。（委員橋本幸一君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済いません、申しわけないです。小学校の空調設備、そして、中学校は出てないですね。小学校のブロック塀と中学校のブロック塀、そして、幼稚園のブロック塀なんですけど、もう一回、完工、終了するとか、スケジュールのほう、ちょっとお願いしたいんですけど、ちょっと聞き逃したんで、もう一回お願いします。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 工事のスケジュールでよろしいでしょうか。（委員

野崎伸也君「はい。済いません」と呼ぶ)

今回、予算に計上しております小学校の空調設備につきましては、7月の契約を予定しております。で、竣工のほうが3月末ということで計画をしております。

それとブロック塀につきましては、今回、予算に計上しております部分につきましては、7月の契約で、竣工が1月末ということで考えております。

以上でございます。

○委員(野崎伸也君) 済いません。完工ですね。終わるのが、3月末に竣工というのが、小学校の空調を今言われましたけど、終わるのが、終了するのちょっと教えてほしいんですけど。終了予定。

○首席審議員兼教育施設課長(有馬健一君) 現場の工事の完工ということでしょうか。(委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ)

そこにつきましてはですね、まだちょっと未定でございます、今の中学校、幼稚園のほうは、業者のほうと契約が終わりまして、業者のほうとスケジュールの打ち合わせをしております。で、小規模な学校につきましては、割と早く終わる可能性はありますが、9月末が竣工ですので、9月上旬に終わるところも出てくる可能性もありますし、今、実際現場のほうですね、いつぐらい終わるといのがちょっとまだ未定でございます。

以上でございます。

○委員(野崎伸也君) それは中学校も、幼稚園も、小学校も、空調のやつもそうですし、ブロック塀もまだいつに終わってしまうよというのが、ちょっとまだはっきりできないということですか。

○首席審議員兼教育施設課長(有馬健一君) 空調のほうもまだ、今おっしゃるとおりでございますけども、ブロック塀につきましてはですね、各学校で二、三校組み合わせて発注する案件も

ございまして、例えば、3つの工事を発注しますと、3つの学校を順番に施工していくということになりますので、学校のいろんな事業だとか、行事だとか、学校の事情に合わせて、現場の工期を設定していくということでしておりますので、その学校、学校で、それぞれの現場のスケジュールが変わってくるようなことになってまいりますので、そこにつきましては、また契約をしましてから、業者と学校と打ち合わせながら進めていくということで予定しております。

以上です。

○委員(野崎伸也君) 空調設備のやつもブロック塀のやつもなんですが、それは長期休暇中じゃなくて、もう授業とかがずっとありよるときにも、その工事は入るということで理解してよろしいですか。

○首席審議員兼教育施設課長(有馬健一君) できるだけ長期の休み——夏休みだとか、冬休みを活用してですね、工事をしたいというふうには考えております。ただ、その夏休みだけには、どうしても現場の工事がおさまりませんので、そこは授業があつて時間帯でございますと、できるだけ音が出ない工事だとか、あとは授業が終わってからとか、あとは小学校でいえば、長期の休みがなかなか冬休みぐらいしかとれませんので、土曜、日曜日に工事をしたりだとか、そういうことをちょっと取り組んでいかないと難しいかなというふうには考えております。

以上です。

○委員(野崎伸也君) わかりました。

もう一点よろしいですか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○委員(野崎伸也君) 支援学校のほうなんですけど、非構造部材の耐震改修工事というのがありましたけれども、これは何をされるのか、ちょっと内容的なところをお願いします。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 八代支援学校の体育館の非構造部材耐震改修工事ですけども、平成25年度に耐震改修工事を行っております、そのときに照明器具だとかですね、そういったものの落下防止対策は行っているんですけども、窓のサッシの落下防止対策がまだでしたので、この窓のサッシガラス等ですね、全部交換するという耐震化工事を行う予定でございます。

以上です。（委員野崎伸也君「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 済いません、別でよかったですか。

今、最後のほうで14号の補正の話もされました。太田郷のトイレ、五中のプールというようなことがありましたけれども、こちらについては工期のほうはどやんふうになつてですか。工期。スケジュール。（「工期ですか」と呼ぶ者あり）（教育部長桑田謙治君「太田郷のトイレと五中のプール、繰り越しをして——」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 松野君、言う。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） 太田郷のトイレのほうは、ちょっと4月からですね……。今、現状としては、3月いっぱいの一応工期を考えております。

と申しますのが、太田郷小学校の全部ですね、トイレを改修するというので、順番順番に改修をしていくということで、一度に使えないような状況ができないように、部分的に改修をしていくということで、これはそれぞれの大便器の洋式化もですけども、トイレの部屋自体、床もですね、改修をしまいます。それと、給排水管、これの改修も行います。ということで、部分的に改修して、使えるような状況にしてということで、順を追って改修をすると

ということで、ちょっと工期が長くなるということとを今、計画しております。

○委員長（上村哲三君） と、五中のプール。

○首席審議員兼教育施設課長（有馬健一君） それと五中のプールですけども、ことしの9月から来年の2月の工期ということで考えております。

以上でございます。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。太田郷のトイレなんですけど、3月というのは、32年の3月でよかったですか。（発言する者あり）

○委員長（上村哲三君） よかったですか。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（野崎伸也君） 今ほど、小学校と空調設備、またブロック塀とかってところで工事のほうはですね、長期にわたるといような話、また、長期休暇中じゃなくて授業があつてる中でもやれるところはやりますよといようなことがありました。

そういった中で、ぜひですね、ブロック塀については、学校の子供たちだけじゃなくて周りですよ、外部についてもやはりかなり注意をする必要があるんだろうというふうに思いますし、エアコンだったり、ブロック塀だったりについても細心の注意を払っていただいて、ぜひですね、けがなきように、安全にですね、留意されて完工いただきますよう、お願いをしておきます。

特に太田郷小学校とかですね、またトイレのほうも入る、五中のほうもプールが入るとい

ふうなこともありますんで、工事のほうはですね、かなりたくさん業者さんも入られるということになりますんで、気をつけて安全にですね、完工されますようお願いをさせていただきたいというふうに思います。

もう一つなんですけど、支援学校のほうがですね、今回耐震のほうで予算つけてありますけれども、こないだ、支援学校の卒業式ですね、参加させていただきまされたけども、体育館自体がやはり、もうそれ自体が古いというもありますし、あとかなり人数がふえてきていて、こないだの卒業式ももういっぱいいっぱいというふうな状況もありましたんで、ぜひですね、支援学校の体育館についても更新というかですね、改修というか、もう建てかえのほうの検討もですね、頭の中にちょっと入れていってほしいなというふうに思いますんで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかに意見ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で第9款・教育費についてを終了します。

小会します。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時25分 小会）

（午前10時27分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、歳出の第3款・民生費及び第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部、丸山です。本日はお世話になります。よろしくお願いいたします。

では、議案第1号・平成30年度八代市一般

会計補正予算・第13号のうち、第3款・民生費及び第4款・衛生費の健康福祉部所管分につきまして、小林次長が御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小林眞二君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）健康福祉部の小林でございます。よろしくお願いいたします。それでは、失礼して着座にて説明をさせていただきます。

別冊となっております議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号をお願いいたします。

文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部所管分についての御説明をさせていただきます。まず、補正予算書の3ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正の歳出でございますが、まず、款3・民生費の項1・社会福祉費で補正額1億7352万円を追加し、補正後の予算額は109億7463万4000円に、また項2・児童福祉費で2500万円を追加し、補正後の予算額は92億4690万7000円とし、民生費の総額は2つ上になりますが、233億9628万8000円としております。

次に、款4・衛生費、項1・保健衛生費で補正額1941万8000円を追加し、補正後の予算額は18億9717万5000円とし、衛生費の総額は1つ上になりますが、40億2377万8000円としております。

なお、補正額のうち、健康福祉部の所管分は1821万5000円となっております。

それでは、歳出の具体的な内容につきまして御説明いたします。18ページをお願いいたします。

18ページの上の段の表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費で1億7252万円を計上しております。これは国民健康保険特別会計への繰出金のうち、主に低所

得者に対する国保税の軽減相当額を補填するための保険基盤安定負担金における平成30年度税率改定の影響による増額分を補正するものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金、県支出金がございます。

次に、目3・社会福祉対策費で100万円を計上しております。これは、当初の見込みを超えて寄附金の採納があったため、地域福祉基金への積み立てに必要な額を補正するものでございます。なお、特定財源として、全額寄附金でございます。

次に、中段の表、項2・児童福祉費、目3・保育所費で2500万円を計上しております。これは、認定こども園、私立幼稚園へ支弁する給付費の公定価格単価の改定及び給付対象施設の新規追加に伴う施設型給付費の不足額を補正するものでございます。なお、特定財源は、国庫支出金、県支出金でございます。

次に、下段の表、款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で1020万円を計上しております。これは、こども医療費助成事業におきまして、当初の見込みよりも助成件数が増加したため、不足額を補正するものです。なお、特定財源はございません。

次に、目2・予防費で801万5000円を計上しております。これは、乳幼児、児童生徒への予防接種行うA類疾病定期接種及び高齢者へのB類疾病定期接種における件数が当初の見込みを上回ったため、不足額を補正するものでございます。なお、特定財源はありません。

以上で、議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号の説明とさせていただきます。御審議方よろしく申し上げます。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ。寄附金の100万円ですね、あったと思うんですけども、こっちの使い道についてはどういったもの

になるんでしょうか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 健康福祉政策課の續でございます。

ただいまの寄附金の使い道でございますけれども、特定の事業といたしましては、30年度で地域福祉計画の策定の経費だったりとか、そういったものに大体充当する予定であります。一旦、地域福祉基金に積み立てを行いまして、そこから取り崩して運用させていただくということになります。

○委員（野崎伸也君） わかりました。寄附の方の寄附する意図というか、どういったものに使ってほしいというのは、特定で何か言われとるわけじゃなくて、福祉全体で使ってくださいというようなことで寄附いただいたということと理解してよろしいですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） そのようなことでよろしいかと思えます。（委員野崎伸也君「わかりました。ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 国保の特別会計繰り出し事業の1億7200万ですかね。この分の補正が出たというのが増加、市費の増加によりということなんですけど、具体的にはどうということになるんでしょうか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） ただいまの繰り出し金につきましては、この後、国保特別会計の補正のところですね、詳しく御説明できるかとは存じますが、税率改定に伴いますの影響額を補正するというものでございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 認定こども園に対する補正が上がってるんですけども、公定価格単価の改定と新規追加というふうなことなんですけど、公定価格の単価の改定というのは、これ、何年ごととかというのがあるんでしょうか。というのと、新規追加というのは、済みません、どこになるとか、ちょっとお知らせいただければと思いますけど。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） こども未来課、田中です。よろしくお願ひします。

公定価格の改正といいますのは、毎年度行われます。

それと対象施設の新規ということで書いておりますが、これは施設が追加されたわけではございませんで、八代市の児童が広域でですね、利用させていただいている他市町村の施設に対する……。

○委員長（上村哲三君） 繰り出しか……。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） はい。費用の不足額となります。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願ひします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・平成30年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号につきまして、国保ねんきん課の岩瀬課長が御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）国保ねんきん課、岩瀬でございます。失礼しまして着座にて説明させていただきます。

それでは、別冊になっております議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号について御説明いたします。

1ページをお願ひいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9529万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ185億3604万5000円とするものでございます。

内容につきまして、歳出から御説明いたします。

6ページをお願ひいたします。

款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金、目1・償還金で、節23・償還金利子及び割引料2億9529万6000円。これは、平成29年度の国県支出金の概算交付に対する実績確定により超過額を返還するものなどでございます。主な返還額の内訳は、国への返還分としまして、療養給付費等負担金で2億9432万2000円、特定健診等負担金で48万50

00円、それと県への返還分でございますが、これにつきましては特定健診等負担金が国と同額の48万5000円となっております。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、戻って5ページをお願いいたします。下段から御説明いたします。

下段の款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金の1億7252万円でございますが、内訳といたしまして、節3・保険基盤安定繰入金1億4129万4000円、これは税率改定に伴う基盤安定負担金の増加分。次の節4・財政安定化支援事業繰入金3122万6000円は、国の繰り出し基準に基づく県算出額に補正するものでございます。

次に、上段の款1、項1・国民健康保険税、目1・一般被保険者国民健康保険税の1億2277万6000円、これは歳出の補正財源とするものでございます。

以上、議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○委員長（上村哲三君）** 以上の部分について質疑はありませんか。

**○委員（橋本徳一郎君）** 国、県への返還金ということでしたけども、実際医療費なんかのレセプト件数とか、全体的に減ったというふうなことの理解でいいのかなと思うんですけど、そういったものが全体にちゃんと医療サービスなんか行き渡っているかどうかというのは調べられていますか。

**○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君）** 医療サービスが行き渡っているかということでございますが、現状ですね、国保医療保険の立場からいたしますと、健康保険に加入いただいている、法律等で国民皆保険ということで、制度が整っておりますので、国民全般にわたって医療が行き届いているというふうな立場で、保険者の立

場としては、そういった立場でおるところでございます。

**○委員（橋本徳一郎君）** もちろん、国民皆保険で受診できるようにということで、制度がそういうふうになされてると思うんですけど、実際具体的なところで、特に我慢しがちなのが歯とかですね、症状がおさまったら、もう受けなくていいとかいうのもあるんですけど、実際受診してみたら、もう口の中ひどかったとか、そういうのもありますので、保険者として具体的にというのがなかなか難しいと思うんですけど、よりかかやすいようなですね、呼びかけなりなんなりしていただきたいと思います。意見になります。

**○委員長（上村哲三君）** じゃ、意見として。なかなか個人のことを特定するのは難しいでしょうからですね。

ほかにありませんか。

**○委員（野崎伸也君）** 療養給付費等の負担金ということで、その返還のほうはかなり大きいというふうに思うんですけども、これはその算定の方法について何か問題があったのかどうか。高額になった理由というのが多分あると思うんですけど、そこをちょっとお知らせ願います。

**○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君）** 算定の方法としましては、大まかにですけれども、3月レセプトから2月レセプトまでを基準として算定をいたします。ただ、後半の部分につきましては、まだレセプトが届いてない等々がございますので、その部分については想定した数字、見込みの数字で申請をするということにはなりません。しかしながら、毎年のごとくでございますが、各市町村が療養給付費等の負担金を申請するときに、厚労省のほうからですね、それぞれ加算をして交付されるというのが、ここ最近ございまして、今回——今回といいますか、平成29

年度につきましては、約1割ほど加算された額で交付をいただいております。

しかしながら、確定する際にはですね、実績に基づいて確定せざるを得ませんので、大まかには1割加算された分が、もうこの返還額になっているというふうな解釈でもおおむね間違いないかなというふうに理解をしております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 特定健診の部分でも所管があるわけですが、やはり低いということですか。大体どのくらいぐらいかも合わせて。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） この部分については受診率のですね、伸び悩みの部分もあるかと思えます。あとはそうですね……。

（委員橋本幸一君「受診率も合わせて……」と呼ぶ）

受診率……。

○委員長（上村哲三君） ちょっと小会します。

（午前10時47分 小会）

（午前10時51分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○健康推進課長補佐（稲本京子君） 特定健診の受診率についてですけども、平成28年度の法定報告の受診率になります。32.1%。29年度が33.1%です。

以上です。（委員橋本幸一君「ありがとうございます。オーケーです」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第2号・平成30年度八代市国民健康保険特別会計補正予算・第5号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

（午前10時52分 小会）

（午前10時55分 本会）

◎議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それではまず、歳出の第9款・教育費について、教育部から説明願います。

○教育部長（桑田謙治君） 教育部でございます。お世話になります。

まず、平成31年度教育部所管、当初予算の審議に先立ちまして、教育部の予算の概要について説明させていただきます。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

まず、予算規模でございますが、教育部所管の当初予算額は32億8023万8000円で、前年度の39億6001万4000円に対しまして17.2%のマイナスとなっております。しかし、平成30年度の国の1次、2次補正による小中学校・幼稚園の空調設備設置事業及びブロック塀改修事業、八代支援学校体育館非構造部材耐震改修事業などが平成31年度へ繰り越されますことから、執行ベースでは大きな伸びとなる見込みでございます。

次に、31年度の予算計上に関する基本的な考え方でございますが、教育部では、いずれも

平成30年度からスタートしております八代市重点戦略に掲げられた、誰もが幸せを実感できる暮らしの実現と、第2期八代市教育振興基本計画に掲げられております、子どもたち一人一人の生きる力を育む、学校・幼稚園の教育力を高める、学校・家庭・地域の協働により社会全体の教育力を高めるなど5つの基本目標の着実な実現に向けて、学校教育の充実、教育環境の整備充実、いじめ、不登校対策及び特別支援教育の充実、学校・家庭・地域の協働などに係る予算を計上しております。

次に、31年度の主な推進項目としましては、まず、学校教育の充実では、平成28年度から順次切りかえてきましたタブレット機器が31年度に全ての小・中・支援学校に整備されます。2020年度から順次実施されます新しい学習指導要領の主体的、対話的で深い学びに対応するため、さらにICT教育を推進します。また、2020年度は、小学校において英語が教科化されますので、引き続き、英語教育の充実に取り組みます。

次に、教育環境の整備充実では、31年度中に小中学校、幼稚園の普通教室などへエアコン設置を完了するとともに、平成27年度から取り組んでまいりました体育館、武道場の非構造部材の耐震化が八代支援学校体育館の改修をもって完了となります。31年度からは、校舎の非構造部材の耐震化に取り組んでまいります。

いじめ、不登校対策及び特別支援教育の充実においては、依然として対象児童生徒の増加が見込まれており、引き続き、アドバイザー、相談員、支援員及び指導員などの人的スタッフや組織体制の充実強化により、学校及び保護者等と連携しまして、積極的に相談等の支援を行います、当該児童生徒に寄り添った活動を進めていきます。

学校・家庭・地域の協働では、地域と学校が

連携協働しながら幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で未来を担う子供たちを支える地域学校協働活動を推進、拡充するとともに、地域とともにある学校づくりのために設置されます学校の運営に関して協議する機関であるコミュニティ・スクールとの連携等を図ります。

最後に、教職員の働き方改革を推進するため、新規の事業としまして、統合型校務支援システムを導入します。これにより教職員の事務の効率化を図り、勤務時間外在校時間の短縮や教職員が子供と向き合う時間の確保につなげます。

以上が平成31年度教育部所管の当初予算についての総括でございます。具体的な事業につきましては、和久田教育部次長から説明申し上げます。

教育部としましては、31年度も引き続き市長部局と連携を図り、教育部一体となって八代市重点戦略に掲げられた事業や第2期八代市教育振興基本計画の具体的な施策の着実な推進を図ってまいりますので、文教福祉委員会委員におかれましては、御理解と御支援をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いたします。

**○教育部次長（和久田敬史君）** それでは、議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算のうち、教育部に關係する予算の概要につきまして、着座にて説明いたしますので、よろしくお願いたします。予算書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の歳出の第9款・教育費について説明をいたします。

経済文化交流部所管分も含めまして、教育費総額として41億5019万9000円を計上いたしております。一般会計予算全体に占める割合は7.4%で、前年度比14.1%のマイナスとなっております。このうち、教育部所管の総額は32億8023万8000円で、17.2%のマイナスでございます。

項別の内訳としまして、教育総務費に前年度比プラス4748万5000円の6億4851万1000円、項2・小学校費マイナス3億7570万3000円の6億3718万2000円、項3・中学校費マイナス1億8179万5000円の5億3555万1000円、項4・特別支援学校費プラス7880万円の5967万5000円、項5・幼稚園費マイナス9224万円の2億2349万6000円、項6・学校給食費プラス1367万4000円の6億4182万7000円、項7・社会教育費マイナス1億9971万9000円の8億9056万8000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、18ページをお願いいたします。

歳出の第9款・教育費は、前年度と比較して6億8293万8000円の減額で、うち教育部所管は6億7977万6000円の減額となっております。

教育部所管の減額の主な理由ですが、小学校において体育館非構造部材耐震改修事業及び太田郷小のトイレ改修事業で2億5124万1000円の減額と中学校において空調設備設置事業及び第五中学校プール耐震改修事業で1億3640万1000円の減額によるものです。

表の右側の財源内訳につきましては、多種にわたるため、歳出予算の目別説明の際に主なものについて説明をさせていただきます。

それでは、歳出について説明をいたします。106ページをお願いいたします。

款9・教育費、項1・教育総務費、目1・教育委員会費です。教育委員関係事務事業に334万8000円を計上しており、主なものは教育委員4人分の報酬でございます。

次の目2・事務局費では、5億2415万8000円を計上しております。対前年度5234万3000円の増となっております。増の主な理由といたしましては、事務局職員の人件費3275万1000円と校務支援推進事業の3

212万円の増額によるものでございます。

特定財源の国県支出金は、いじめ対策等推進事業に伴う国補助金25万7000円で、その他は奨学資金貸付金元利収入等365万9000円と八代市学校・子ども応援基金への教育振興費寄附金100万円が主なものです。

主な事業について説明をいたします。上から7番目、日本語指導員事業118万円は、日本語指導が必要な対象児童生徒11人が安心して学校生活を送れるように、日本語習得の支援を行う日本語指導員3人を学校に派遣するもので、指導員の賃金及び社会保険料が主なものです。

7つ飛びまして、校務支援推進事業は、学校における各種業務の電子化・効率化を図るため、統合型校務支援システムを導入し、教職員の児童生徒と向き合う時間を確保し、より質の高い教育の実現につなげるものでございます。予算額3228万2000円は、校務支援システム使用料3135万8000円と校務支援サポーターの業務委託料92万4000円でございます。

1つ飛びまして、八代市学校・子ども教育応援基金事業は、市長の基本政策5つの柱の一つである、誰もが幸せを実感できる暮らしの実現の重点取り組みに掲げられた事業でございます。昨年度に引き続き、八代の未来を担う子供たちの学びを地域とともに支えるため、広く市内外に寄附を募り、寄附金等を財源に児童生徒の学力向上のための事業等を展開するものでございます。

予算額114万1000円は、基金への積立金102万5000円のほか、基金の周知を図り、寄附金を広く募るための周知用リーフレット作成及び配布経費11万6000円でございます。なお、31年度はこの基金から158万3000円を取り崩して、難聴生徒授業支援やICT研究発表など10事業を実施する予定で

ございます。

次に、目3・教育サポートセンター費です。対前年度294万1000円減の3590万3000円を計上しております。

主な事業について説明いたします。

教育サポート事業436万円は、教職経験豊かで実践的な指導力が高い退職教員を配置し、学力向上、不登校等の防止解消に必要な支援や学校経営の質の向上等に必要な支援、採用2年目の教職員のサポート等に対応するもので、教育サポーター2名の賃金、社会保険料が主なものでございます。

108ページ、説明欄5番目の特別支援教育相談事業211万7000円は、特別支援教育アドバイザーを配置し、教職員や保護者からの特別支援教育に関する悩み、相談に対して、個人に合った必要な支援内容及び方法について適切なアドバイスを行うための経費で、アドバイザーの賃金、社会保険料が主なものでございます。なお、年々相談件数がふえ続けているため、31年度は相談体制を充実するために、アドバイザーの勤務時間を160時間ふやしております。

次に、目4・特別支援教育推進費です。特別支援教育推進事業に167万8000円を計上しています。

予算の主な内容は、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた就学指導を行う就学指導適正化に要する経費のほか、特別支援教育に関して助言を行う巡回相談員・専門委員の各学校への派遣経費及び特別支援教育関係機関・団体への負担金が主なものでございます。

次に、目5・学校保健費です。対前年度18万2000円減の8342万4000円を計上しています。特定財源の国県支出金8万9000円は、へき地児童生徒援助費等国補助金です。その他は、スポーツ振興センター災害共済加入に伴う保護者負担金337万6000円で

ございます。

主な事業について説明します。説明欄5番目の小・中・特・幼健康診断事業6239万4000円は、学校保健安全法に基づき、学校医、学校歯科医の指導と協力を得て、児童生徒、幼児及び学校職員の健康診断を行うものです。予算の主なものは、学校医、学校歯科医等の報酬3860万5000円と、医師会などへの健康診断などの委託料2080万円でございます。

次に、109ページ下段の項2・小学校費、目1・学校管理費で3億9567万2000円を計上しています。対前年度1億1123万1000円の減で、その理由は一般施設改修工事分8525万1000円及び復旧復興関連事業1958万円の減が主なものでございます。

特定財源の国県支出金は、スクールバス購入及び運行などの小学校通学関係事業におけるへき地児童生徒援助費等国補助金163万1000円です。地方債は、小学校復旧・復興関係事業950万円及びスクールバス購入に充てる過疎対策債事業160万円で、その他の主なものは、小学校体育館使用料の272万6000円でございます。

主な事業について説明します。小学校管理運営事業1億9246万1000円の主なものは、小学校施設用務員22人、学校事務員19人の計41人分にかかる賃金、社会保険料6136万1000円のほか、電気料等の光熱水費8810万9000円などでございます。

1つ飛んで小学校通学関係事業4742万4000円は、児童の遠距離通学支援のためのスクールバス運行経費などです。このうち東陽小学校につきましては、児童数減少に合わせて、一部運行形態の見直しを図っております。

事業費内訳の主なものとしましては、スクールバス運行委託料3178万8000円のほか、スクールバス1台の購入に330万1000円を計上いたしております。

なお、特定財源としまして、スクールバスの購入分として国庫支出金163万1000円、市債160万円を予定いたしております。

1つ飛びまして、小学校施設整備事業は、小学校25校について、安全で快適な教育環境を提供するために必要な修繕や整備を行うもので、平成29年度からは大規模災害時に避難所となる学校施設について、復旧・復興プランに基づいた施設整備を行っております。5700万8000円の内訳でございますが、一般施設改修工事分や修繕などで4808万8000円。主なものは、高田小学校スロープ設置工事550万、代陽小学校普通教室棟トップコート防水改修工事450万円、八千把小学校プール更衣機械室棟他爆裂改修工事350万円などでございます。

次に、復旧・復興プラン分としまして、892万円。植柳小学校グラウンド等屋外照明設置工事500万円、太田郷小学校及び泉第八小学校の吊り下げ式スクリーン等撤去工事392万円でございます。

次に、目2・教育振興費です。2億4151万円を計上しております。前年度比1208万円の減となっております。

特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金407万3000円、理科教育設備整備費等国補助金186万5000円、水俣に学ぶ肥後っ子教室県補助金203万9000円が主なもので、その他は、水俣に学ぶ肥後っ子教室実費徴収金204万円が主なものでございます。

主な事業について説明します。110ページをお願いいたします。

説明欄上から3番目、学校支援職員配置事業（小学校）5121万2000円は、学校支援職員に対する賃金及び社会保険料が主なものでございます。本市では、より個人に応じたきめ細やかな教育を推進し、子供たちの自己実現に

向け、生きる力を育んでいくことを目的に、小・中・特別支援学校・幼稚園に学校支援職員を配置しています。31年度は、小学校では、特別支援教育支援員を1人増の38人、学校図書館支援員を前年度と同じく18人を配置します。さらに、32年度の新学習指導要領の完全実施を前に、本市では30年度から英語教育の先行実施を行っております。31年度は指導体制のさらなる充実を図るため、英語支援員を1人ふやし3人を配置します。

4つ飛びまして、要保護・準要保護就学援助事業（小学校）3415万2000円は、経済的な理由により就学困難な児童の保護者及び特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するためのもので、国の基準に基づき、学用品費、医療費等について援助を行うものです。

31年度は要保護33人、準要保護990人、特別支援266人の対象者を見込んでいます。

次に、項3・中学校費、目1・学校管理費です。2億7708万円を計上しています。前年度比1524万3000円の減でございます。その主な理由は、一般施設改修工事などが減少したことなどにより4014万円の減となったためでございます。

特定財源の国県支出金は、寄宿舎管理事業に対するへき地児童生徒援助費等国補助金で、地方債は中学校施設整備事業に充てる合併特例債・過疎対策事業債及び緊急防災・減災事業債です。その他の主なものは、中学校体育館使用料177万8000円でございます。

主な事業について説明します。中学校管理運営事業1億3217万3000円の主なものは、中学校施設用務員14人、学校事務員8人の計22人分にかかる賃金、社会保険料3312万6000円のほか、電気料等の光熱水費6632万6000円が主なものでございます。

111 ページ、説明欄 2 番目の中学校施設整備事業 5302 万 6000 円の主なものは、安全で快適な教育環境を提供するため、対応が必要な施設の一般施設改修工事や修繕など 4412 万 4000 円で、内訳は第五中学校の特別教室棟の防水改修 919 万 8000 円、第七中の屋上防水改修工事や職員トイレ洋式化など 536 万円、また復旧復興関連として日奈久中木造校舎耐震診断業務委託及びグラウンド等屋外照明設置工事など 890 万 2000 円でございます。

次に、目 2・教育振興費です。対前年度比 1193 万 6000 円減の 2 億 5847 万 1000 円を計上しています。減額の主な理由は、パソコン教育推進事業（中学校）で全中学校に電子黒板の導入が完了したため、1205 万 3000 円の減額によるものでございます。特定財源の国県支出金は、特別支援教育就学奨励費国補助金 234 万 9000 円、理科教育設備整備等国補助金 125 万円が主なもので、その他の主なものは、外国青年英語指導助手有料宿舍の使用料 504 万円のほか、柔道場畳の購入や英語検定受験料の補助などに活用する、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金 493 万 1000 円でございます。

主な事業について説明します。上から 2 つ目の学校支援職員配置事業、中学校 2457 万円は、学校支援職員に対する賃金及び社会保険料が主なものでございます。31 年度は、特別支援教育支援員を 1 人減の 16 人、学校図書館支援員を 7 人、生徒指導支援員を 6 人配置します。

次の学校教材充実事業（中学校）1220 万 1000 円は、知能検査・標準学力検査の業務委託 526 万 5000 円のほか、明確な目標を設定することにより学習意欲の向上を図ることと、国が示す中学校 3 年生における英検 3 級程度の能力を持つ生徒の割合 50% の達成を目指

して、中学校全学年を対象に英語検定受験料の 2 分の 1 を補助する経費 212 万 6000 円が主なものでございます。この経費については、ふるさと八代元気づくり応援基金を活用します。

1 つ飛びまして、語学指導外国青年招致事業 6088 万 4000 円は、外国青年英語指導助手——ALT を学校や幼稚園に派遣し、異国文化の紹介、会話などにより、子供たちが英語になれ親しむための活動に従事させるものです。31 年度は、ALT 12 人の報酬、社会保険料及び住宅借上料が主なものでございます。

次の不登校児童生徒の適応指導事業 861 万 2000 円は、不登校状態にある児童生徒に対して、適応指導教室くま川教室を開設し、専任の指導員を配置し、専門的な教育相談や適応指導、自然・体験的活動を実施し、学校復帰を支援するとともに、社会的な自立を促すことを目的に実施するもので、予算の主なものは指導員 8 人分の賃金及び社会保険料でございます。

1 つ飛んで要保護・準要保護就学援助事業、中学校 4256 万 8000 円は、経済的な理由により就学困難な生徒の保護者及び特別支援学級に就学する生徒の保護者の経済的負担を軽減するためのもので、国の基準に基づき、学用品費、医療費等について援助を行うものでございます。31 年度は要保護 17 人、準要保護 586 人、特別支援 109 人の対象者を見込んでいます。

1 つ飛びまして、パソコン教育推進事業（中学校）7126 万 1000 円は、主にパソコンのリース、保守に要する経費でございます。28 年度から ICT を活用した協働型、双方向型の授業を展開するため、パソコンリースの更新時に合わせて、デスクトップパソコンからタブレット併用型パソコンへ順次切りかえており、今回は鏡中、東陽中、泉中、坂本中の 4 校に導入します。

次に、112ページ、項4・特別支援学校費、目1・学校管理費です。対前年度521万8000円増の4580万9000円を計上しています。増額の主な理由は、八代支援学校の2020年度小学部入学予定者に色素性乾皮症といいまして、紫外線に当たると皮膚がやけどのようになってしまい、紫外線によって損傷を受けた遺伝子が修復されないために皮膚がんになりやすくなるため、直射日光を極力避けることが求められる児童がいるため、紫外線対策の施設整備に伴う工事699万円によるものでございます。

説明欄の3番目、特別支援学校通学関係事業2441万3000円は、スクールバス5台分の運行経費でございます。

113ページ、目2・教育振興費です。対前年度266万2000円の増の1386万6000円を計上しております。増額の主な理由は、学校支援職員配置事業263万5000円増によるものです。

学校支援職員配置事業（特別支援学校）823万1000円は、より個人に応じたきめ細やかな教育・医療的ケアを行うため、特別支援教育支援員及び看護師を配置し、これに要する賃金、社会保険料です。31年度は、特別支援教育支援員は4人、医療的ケアを行う看護師を5人配置いたします。

下段の項5・幼稚園費、目1・幼稚園費です。対前年度922万4000円減の2億2349万6000円を計上しています。その主な理由は、幼稚園就園奨励費補助金事業の758万1000円の減によるものでございます。

特定財源の国県支出金747万4000円の主なものは、幼稚園就園奨励費国補助金743万4000円で、その他の主なものは幼稚園保育料508万5000円です。

主な事業について説明いたします。上から5番目の幼稚園就園奨励費補助金事業1656万

6000円は、幼児教育の振興のため、私立幼稚園の保護者が負担する保育料を軽減することで、幼稚園への入園を促すものです。31年度は、入園者99人分の9月までの従来の補助に加え、10月からの幼児教育の無償化に伴い、半年分の全額補助を見込んでおります。

114ページの学校支援職員配置事業（幼稚園）の856万2000円は、園児の安心・安全な園生活を支えるとともに、個人のニーズに応じた教育活動を推進するため、幼稚園保育支援員7人の賃金及び社会保険料のほか、医療的ケアを必要とする園児のために配置する看護師2人の賃金及び社会保険料を計上しております。

次に、ページ下段の項6・学校給食費、目1・学校給食費です。6億4182万7000円を計上しています。対前年度比1367万4000円の増で、その主な理由は、西部学校給食センターの屋根改修等を行う学校給食施設管理運営事業の1666万7000円増によるものでございます。特定財源の地方債2110万円は、学校給食センター改修事業の合併特例債でございます。

主な事業について説明します。説明欄2番目の準要保護就学援助事業7598万8000円は、経済的理由などにより学校給食費の支払いが困難な児童生徒の保護者に対し、給食費の全額を援助し、経済的な支援を行うもので、小学校1005人分の4623万2000円、中学校559人分の2975万6000円を見込んでいます。

115ページ、公益財団法人学校給食会運営補助金事業2億9981万1000円は、麦島、南部、西部及び中部学校給食センターの4つのセンターと代陽小学校で1日約8500食の給食の調理及び配送等を行う八代市学校給食会への運営補助金で、正職員及び非常勤職員、臨時職員101名の人件費相当分2億8905

万2000円が主な補助対象となっています。

次に、下段の項7・社会教育費、目1・社会教育総務費です。対前年度1192万1000円減の1億2534万9000円を計上しています。減額の主な理由は、職員の人件費1589万8000円減によるものです。

特定財源の国県支出金は、熊本県地域人権教育指導員設置費県補助金84万円、及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業県補助金168万6000円で、その他の主なものは、さかもと青少年センター使用料80万円、八竜山自然公園使用料310万円でございます。

主な事業について説明します。説明欄4番目の社会教育事業1126万4000円の主なものは、社会教育指導員3人分の報酬及び社会保険料465万3000円のほか、成人式実行委員会への成人式企画運営委託110万円、八代市地域婦人会連絡協議会など社会教育団体の3団体への補助金223万6000円でございます。

次に116ページ、目2・公民館費です。1億2455万4000円を計上しています。対前年度比1億4182万1000円の減で、その主な理由は、公民館施設整備事業1億5153万9000円の減によるものでございます。

特定財源のその他の主なものは、公民館施設整備事業のための教育文化センター建設基金繰入金752万7000円のほか、公民館使用料363万円でございます。

主な事業ですが、説明欄2番目の公民館管理運営事業2837万5000円は、八代市公民館の管理運営に要する経費で、その内訳は光熱水費1061万2000円、ビル管理、空調及び衛生設備保守点検委託料308万7000円、音響照明技術業務委託料345万4000円が主なものでございます。

次は、117ページ下段の目4・図書館費です。対前年度1275万9000円増の1億4

971万6000円を計上しています。その主な理由は、図書館施設整備事業の1206万4000円の増によるものでございます。

主な事業ですが、図書館管理運営事業1億3106万4000円は、本館及び2分館の指定管理に伴う委託料1億2082万1000円が主なものでございます。指定管理者は、TRCグループ共同企業体、指定期間は平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間となっております。

次の図書館施設整備事業1865万2000円は、図書館本館のハロゲン化物消火設備を更新するための工事に関する経費でございます。

次は、118ページの目5・博物館費です。1億3437万7000円を計上しています。対前年度比4111万円の減で、その主な理由は、博物館施設整備事業に伴う外壁改修工事4034万2000円の減によるものでございます。

特定財源その他の主なものは、展示室観覧料476万円、図録販売収入86万円です。

主な事業について説明します。上から7番目の博物館特別展覧会事業ですが、31年度は春季、夏季、秋季及び冬季の4回の特別展覧会を開催するための経費1309万4000円を計上しています。主なものとして、春季特別展覧会は、肥前のやきもの—佐賀県立九州陶磁文化館名品展（仮称）を開催いたします。日本遺産に認定された肥前—佐賀・長崎の焼き物の中から、唐津焼、有田焼、鍋島焼など国指定重要文化財を含む我が国屈指の陶磁器の名品を紹介するものでございます。

夏季特別展覧会は、なるほど！紙の世界—八代の製紙業（仮称）を開催します。製紙業は、今も昔も八代の基幹産業です。江戸時代の宮地手漉き和紙から明治時代以降の機械による製紙まで、豊富な実物資料を使って、八代の製紙業の歴史をひもときます。あわせて、常設展示室

では、江戸時代の千代紙やペーパークラフトなど多彩な和紙の世界を紹介します。

秋季特別展覧会では、八代の歴史と文化シリーズ29回目、もののふと茶の湯—利休から織部・忠興・康之へ（仮称）を開催します。江戸時代の初め、八代城で亡くなった細川忠興—三斎は、家老松井康之とともに千利休に茶の湯を学んだことで全国に知られております。後世の郷土の文化にも大きな影響を与えた茶の湯の世界について、熊本県内初公開となる茶入れなど、各地から借用した名品の数々とともに紹介するものです。

古来より、書は人をあらわすと言われます。冬季特別展覧会では、偉人たちの筆跡（仮称）と銘打ち、博物館や松井文庫が所蔵する天皇、公家、武将など歴史上の著名人の書を紹介しながら、筆跡からその人物像に迫ります。

以上が平成31年度教育部予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。

○委員（橋本徳一郎君） まず、要保護、準要保護就学援助事業です。小学校も中学校もですけど、これの支給時期がいつになるか……。

○委員長（上村哲三君） 何ページ、何ページ……。

○委員（橋本徳一郎君） ごめんなさい。予算書でいうと……、どこですかね。資料で見ましたので。

○委員長（上村哲三君） 予算書で言ってね。

○委員（橋本徳一郎君） はい。予算書……。

小学校が110ページですね。と、中学校が111ページになります。

○教育部次長（和久田敬史君） 小学校、中学校いずれも入学時に必要な経費につきましては、3月までに支給をするということで準備を

いたしているところでございます。

以上です。（委員橋本徳一郎君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員（野崎伸也君） 今のやつに関連してですけれども、小学校のほうが1005名、中学校が559名というふうなことで説明があったかと思うんですけれども、これ増加傾向ですか、減少傾向でしょうか。

○教育部次長（和久田敬史君） 年々増加傾向ということでございます。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） 前年度比較は聞かんでいいかい。

○委員（野崎伸也君） 聞ければ聞きたいです。

○委員長（上村哲三君） 28、29ぐらいはわかる、西村学校教育課長、わかる。

○学校教育課教育支援係長（松田英里君） 失礼いたします。就学援助の支給対象者数ですが、年々増加傾向でございまして、例えば、平成29年度ですと、全体で16.6%でございました。30年度は17.1%、来年度は17.3%と見込んでおります。

○委員長（上村哲三君） それは前年度からの伸び率ということ、そのパーセンテージは。

○学校教育課教育支援係長（松田英里君） 全体の数字です。

○委員長（上村哲三君） 野崎委員よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい、よろしいです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本幸一君） 幼稚園の無償化ということで、10月からということですが、市の持ち出しは大体どのくらいぐらい浮いてくるんですか。

○教育政策課長（機 智三郎君） 濟いませ  
ん、お待たせしました。歳出のほうが1656  
万6000円を予定しております、こちら教  
育関係では幼稚園の……。 （委員橋本幸一君  
「幼稚園です、濟いません」と呼ぶ）

予定しております、歳入の部分が743万  
4000円で、この差額分、約900万程度が  
市の持ち出しという形になっております。

○委員（橋本幸一君） 900万が市の持ち出  
し……。 ちょっとそこもうちょっと詳しく。

○教育政策課長（機 智三郎君） 濟いませ  
ん。臨時交付金等の部分が743万4000  
円、これが歳入で上がってくるものですね。支  
出の部分が1656万6000円となりますの  
で、その差額分900万程度ですかね、こちら  
が市の一般財源の持ち出し……。

○委員（橋本幸一君） 臨時交付金というの  
が、これまでの保護者が負担しとった費用と理  
解してよかですかね。幼稚園料というか……。  
743万4000円というのが、今まで保護者  
が出していた幼稚園料ですか、何というんです  
かね、そう理解してよかですか。

○教育政策課長補佐兼教育政策係長（岩崎伸一  
君） 濟いません。では、私のほうから。先ほ  
どおっしゃったとおりで、保護者の負担分とい  
う形で考えますと、そもそもは4月から9月ま  
でにつきましては、現行の制度の分でございま  
すので、いわゆる保護者の所得の状況等によっ  
て、もう全額保護者のほうが負担するというよ  
うなところもあるところでございます。これが  
10月から全額のほうをこちらのほうで、市の  
ほうでという形になりますが、こちらのほう  
の、先ほど申しました743万4000円のう  
ちの573万8000円、こちらのほうがも  
とこちらのほうで見分けて、10月から  
の負担としては1147万6000円のほう  
が、これまで保護者のほうが負担されていた金  
額ということになります。

以上です。

○委員（橋本幸一君） ちなみに、園児数とい  
いますか、人数は何人ぐらいですか。

○教育政策課長補佐兼教育政策係長（岩崎伸一  
君） 人数のほうでございますが、こちらの私  
立幼稚園の対象者というのが、平成31年度の  
見込みで99人、これは全て白百合の幼稚園さ  
んの園児の数というところで見込んでいるとこ  
ろでございます。

以上です。（委員橋本幸一君「わかりまし  
た」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よか。

○委員（橋本幸一君） 結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませ  
んか。

○委員（鈴木田幸一君） 111ページのです  
ね、語学指導外国青年招致事業ということで、  
12人の増加を見ておられるようでございま  
すけれども、そもそもですね、英語教育の充実と  
いうことで、今回の教育の方針になっておりま  
すけれども、何か目標かなんか立てておられま  
すか。何かの基準をもって、英語教育の伸びて  
いるとか、伸びておらんとかという目標を立て  
ておられますか。

○委員長（上村哲三君） 予算書、何ページで  
すか。

○委員（鈴木田幸一君） 111ページです。

○学校教育課長（西村 裕君） 失礼いたしま  
す。今、委員御質問の点でございますが、先ほ  
ど御説明の中にもありましたが、英検3級以上  
の取得者、これを国としては50%以上という  
ことで設定をしておりますので、ALT12  
名、また英語支援員3名、来年度配置予定でご  
ざいますが、それらの人的支援を得てですね、  
英検3級以上の割合をふやそうというふうに考  
えております。

以上です。

○委員（鈴木田幸一君） 実は私たち、以前で

すね、金沢のほうに研修に行きまして、非常に金沢が英語教育の特区に指定して、非常に英語の力をつけて、先ほど言われました英検のですね、3級、2級、1級を非常に多く排出したという実績があるそうでありますけども、そういう、例えば、英語特区かなんかに指定するという方向性を持っておられますかね。

**○学校教育課長（西村 裕君）** 英語特区といいますが、現在の学習指導要領に基づかない、文科省からの特別な措置を得てすることになります、なかなか手を挙げてできない部分もあります。

ただ、本市といたしましては、2020年度からの学習指導要領の全面実施に向けてですね、英語の先行実施、これを既に行っているところでございます。そのような形で、学習指導要領の中身を先取りをしてですね、今現在、実数を増加させて学校で対応しているところでございます。

以上です。

**○委員（鈴木田幸一君）** 私、英語教育は非常に大事ななと思っています。というのも、やっぱり国際人としてのやっぱり教育というのを今後、この八代市からもしていく必要があるなあと思っているわけでありまして、例えばです、例えば、これは個人企業の宣伝になるかもしれないけれども、スピードラーニングという、いわゆるテレビでよく宣伝しておりますけれども、こういった日本にある英語関係で非常に伸びる状況のあるような教材を持ってくるというような、そういった方法を持っておられますかね。

**○学校教育課長（西村 裕君）** 今、委員御指摘の点でございますが、市販のですね、英語教材、これを活用するというは現在のところは考えておりません。ただ、今、ICTの環境が非常に整って、電子黒板等ですね、文科省から配付されますデジタル教材、これも非常に

今充実したものになっております。音声とか、いろんなものがですね、生の声で聞けるという利点がございまして、そういうものをフルに今活用している現状でございます。（委員鈴木田幸一君「ありがとうございました」と呼ぶ）

**○委員長（上村哲三君）** ほかにございませんか。

**○委員（金子昌平君）** 予算書の111ページ、子ども支援相談事業なんですけれども、どのぐらい相談があっているのか、推移を教えてください。

**○教育サポートセンター所長（沖村 巧君）** サポートセンターの沖村です。よろしく申し上げます。

子ども支援相談事業は、サポートセンターに相談員を1人配置いたしまして、電話、それから来所、それから訪問、それからメール、この4つの形態で相談を行っております。

推移のほうを申し上げます。平成28年度が年間で363件相談がございました。平成29年度、年間で384件ございました。平成30年度、本年度でございまして、2月末日現在で406件ございました。年々ふえてきている状況でございます。

以上です。

**○委員（金子昌平君）** これは保護者さんからの問い合わせが多いんですか。

**○教育サポートセンター所長（沖村 巧君）** 失礼いたします。対象者といたしましては、教職員、保護者、それから児童生徒本人、それから地域の方を対象にしておりますが、ほぼ90%以上は保護者の方の相談になります。あと残りが教職員ということで、本年度、児童生徒本人からの相談はございませんでした。

以上です。

**○委員（金子昌平君）** 相談員が1人ということなんですけど、その相談に対して間に合っているのかな、大丈夫……。

○教育サポートセンター所長（沖村 巧君）

失礼いたします。現在のところは相談員が1人で何とか業務を行っている状況ですが、今後の推移を見ますと、増加するようでありまして、ちょっと勤務時間、それから人員等の見直し等も必要になるような可能性もあると思っております。

以上です。（委員金子昌平君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございますか。

○委員（野崎伸也君） 107ページの校務支援推進事業中の、債務負担行為で統合型校務支援システムの使用料ということで1億2813万9000円ということで、かなり高額で、4年間でということですので、かなり高額の支援システムを導入というようなことで伺いましたけれども、この内容というのと期待される効果ということ。

あと、どのようにして、その校務支援システムが有効に活用されて、先生方のためになったかというのを、検証の仕方というのはどういうふうに考えておられますか。

○学校教育課長（西村 裕君） 失礼いたします。校務支援ソフト、5年間で1億2757万円ということで計上させていただいておりますが、学校でいろいろな児童生徒の名簿、出欠の管理、授業時数の管理、成績管理、進路指導、保健管理等いろいろな公簿というものがありませんが、この各種業務をシステム化して、互いに反映させながら業務の効率化を図ることで、教職員の負担を軽減するという目的があります。

まず、内訳でございますが、ゆうnetと申しまして、県が作成している教職員の休暇、また旅費管理を行うそのシステム、これが59万円、本体が3076万7000円でございますが、その内訳として、ソフトウェアの関連がカスタマイズ料を入れまして1200万、クラウ

ド利用のためのシステム構築検証が1800万、その他研修100万、ヘルプディスク30万というふうに初年度予算を立てているところでございます。

その導入によりまして、どういうメリットが生まれますかといいますと、今、教職員の多くが手書き、または手作業を必要とする公簿等がありますので、その業務の効率化が図られるということ。それと名簿等やたくさんの個人情報や学校が持っておりますので、各種情報を一元管理、そして全職員で共有ができるということ。それと、さまざまな情報をデータセンターで管理することで、例えば、大規模災害等により児童生徒情報の消失、紛失を防ぐことができるということになっております。

軽減された先進地域での効果といたしましては、やはり時間外勤務が減ったということ、それと2番目に授業の準備、教材研究にかかる時間が増加したということ、3番目に子供と向き合う時間が増加をしたという報告がっております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。今聞いて、手書きの作業がかなり多かったということでびっくりしているんですけども、ただ、今度は入力業務とパソコンが主流になってくるといふようなことで伺いましたけれども、それに対応するために、それを使いこなすための、またですね、教育とかというのもあるんだろうと思うんですけど、そこら辺のところは計画的にやられるようになってるんですかね。

○学校教育課長（西村 裕君） 今ありましたように、やはり操作の習得に、なれるまでには一定の時間を要しますので、ICTの支援員、操作にかかる、わからないところを解決していただく、そういう職員をですね、校務支援サポーターとして、2020年の1月から1年間限

定で配置をするというふうにしております。

○委員（野崎伸也君） あとですね、先ほど説明の中で、名簿等についても災害等で紛失しないように一元管理するんだというような話があったんですけども、それはクラウドを使ってということで、セキュリティーの関係については安心できるものなのだろうかと思うんですけど、そこら辺は大丈夫ですか。

あと、先進地域でのふぐあいであったり、そういった報告とかなんか聞かれているものがあれば、ちょっと教えてもらいたいですけど。

○学校教育課長（西村 裕君） 今ありましたセキュリティーに関しては、これはもう万全を期していきたいと思いますが、ふぐあい等についての報告は今のところですね、先進導入されているところからも話は聞いていないところでございます。

○委員（野崎伸也君） 済いません。もう一点なんですけど、このゆうねtというのが、県が作成したソフトというのを今度使われるということなんですけど、先行で導入されてるところが県下でどれぐらいあるのか、ちょっと教えてください。

○学校教育課教育支援係長（松田英里君） 失礼いたします。ゆうねtにつきましては、八代市を除く13市中9市が既に導入済みです。市町村全体で申し上げますと、45分の32となっております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 今お聞きしたんですけども、八代市のほうが何かおくれるような感じで、今回やっと入ったということで、非常によかったなというふうに思いますし、学校の先生たちのですね、時間確保に向けてですね、本当いいシステムになればと思います。意見じゃないですけど、とりあえず、これでここはやめときます。

○委員（橋本徳一郎君） 関連して、このシス

テムが、コンピューター関係なもので、更新時期なんかが出てくると思うんですよね。どの程度の年数を予想して導入されますか。

○教育部次長（和久田敬史君） 今回は5年の契約ということで、5年後の更新にはまた再度見直しというふうな形になるかと思えます。

○委員（橋本徳一郎君） 結構高額な費用が必要になるので、計画的にですね、運用をお願いします。意見です。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いします。（委員橋本徳一郎君「はい」と呼ぶ）ほかにございますか。

○委員（福嶋安徳君） 中学校の施設整備事業になりますけれども、いろいろと、げた箱とか、かばん棚とか、屋上の防水施設とか、こういった施設整備についての予算化がなされておりますけれども、中学校あたりのトイレとか、水道施設とか、そういった施設の整備はもう大体終わられておりますか。今後考えられるのですか。

○教育部次長（和久田敬史君） 今年度、教育施設関連につきましては、財政課が主導でファシリティーマネジメントに基づきまして、教育部内の施設関係につきましても、長期にわたる整備計画を今策定しているところでございます。

その中で、各学校建設からですね、まだトイレに関しましては洋式化してないところですが、災害時のそういった避難場所になったら、スロープをつけないといけないとか、そういうところも含めまして、計画的に今後も改修、それから修理をしながら、なるべく長期間使用できるような感じでしていきたいと考えてるところでございます。

○委員（福嶋安徳君） やはり、いろいろ考えられますことが、やはりトイレはもうもちろんですけども、今現在、この水道施設というのが、飲料水で大変困っておられる学校あたりが

結構あられるようです。今後、何と申しますか、去年のように猛暑に見舞われますと、どうしても、この飲料水というのがぜひ必要なところではありますので、そういったところですね、点検しながら、やはりぜひ必要な部分というのは早目にやったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが、いろいろと計画を持ってですね、やっていただきますようお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですか、今のは。（委員福嶋安徳君「はい、そうです」と呼ぶ）意見として、よろしく願います。

ほかにございますか。

○委員（野崎伸也君） 委員長、休憩はまだですか。

○委員長（上村哲三君） まだ、続くの。まだあるの。

○委員（野崎伸也君） いや、結構ありますんで、申しわけないですけど。

○委員長（上村哲三君） それでは、ここで午前中の審議の途中ではありますが、小会いたします。

（午後0時05分 小会）

---

（午後0時05分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

午前中の審議は、第9款・教育費質疑の途中までとして、休憩いたします。午後は1時から再開いたします。よろしく願います。

（午後0時06分 休憩）

---

（午後1時00分 開議）

○委員長（上村哲三君） それでは、休憩前に引き続き、文教福祉委員会を再開いたします。

それでは、午前中の第9款・教育費について、質疑の途中でありましたので、引き続き本件についての質疑を行いたいと思います。質疑

ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 111ページだったと思いますけど、パソコン教育推進事業で、今回説明のほうでタブレットのほうへ切りかえを順次していきますよというような話がありました。と、関連してなんですけども、ICT教育についても、教育部長のほうからも、また力を入れてやっていきますよというふうなお話あったんですが、昨年度と比較してICT関係の事業費というのがどれくらい伸びてるんだろうと思うんですけども、その比較というのはわかりますか。

あと、ICTの研究指定校について、三中のほうが今回選定されています。小学校のほうは、多分引き続きまた八代小学校だったですかね。（「うん」と呼ぶ者あり）だろうかというふうに思うんですけども、八代小学校から中学校のほうも引き続きタブレットのほうですね、授業のほう、これはまたさらに飛躍できるようなということで、できれば一中とかというのも考えられたんじゃないかなと思うんですが、そこら辺の選定についてと、また、小学校の拡充、八代小学校以外拡充していこうとかというところの考えはないか、お聞きします。

○教育政策課長（機 智三郎君） パソコンのICT機器等の伸びということで、こちらの予算のほうの。こちらにつきましては、大体5年ごとのリース期間を設定しておりまして、その中で地区を4地区、5地区設定する中で随時入れかえていっているものですから、年度でいきますと、その対象となる学校が多い年、少ない年で違ってくるものですから、一律に伸びというのはなかなか示されない部分でございますけれども、全体的な傾向としましては、やはり機器類のほうがですね、充実させていっている傾向にございますので、伸びていっていることは言えるかと思えます。

以上でございます。（委員野崎伸也君「は

い」と呼ぶ)

○**教育部長(桑田謙治君)** ICT関連につきましては、年々伸びているということでございますが、31年度予算に限りましてはですね、先ほどもちょっと御説明ありましたように、中学校の普通教室の電子黒板のほうが、ふるさと元気づくり応援基金を活用して3年間で整備をしてきたんですが、一応そちらのほうが完了しましたものですから、その分で31年度は電子黒板の分が減にはなったということにはなるかと思えます。

○**委員長(上村哲三君)** もう一つ、今後の方向性ということで質問があつたけど、それは誰が答えるの。

○**学校教育課長(西村 裕君)** それでは、失礼いたします。先ほど、ICT教育に関してということで、まず、平成29年度に八代小学校と千丁中学校で指定をいたしまして、その普及成果、今でも視察等多く訪れている学校でございますが、この2校につきまして、ここ最近ですね、指定を受けるまでは研究指定校から遠ざかっていたというところもありまして、ただ2校非常にいい成果を上げていただきました。

平成30年度から来年度にかけては、第三中学校のほうに指定を受けていただきますが、ここもしばらく遠ざかっていたという理由もありますけれども、まず、中規模的な学校でありまして、複数の学級でいろいろなICTの授業、その検証が可能であるというところ、それと学力向上への成果、これをですね、第三中学校のほうには期待したいと考えております。

今後ともですね、ICTのタブレット端末等、具体的なですね、実践を重ねてですね、本市教育の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○**委員長(上村哲三君)** よろしいですか、野崎委員。

○**委員(野崎伸也君)** わかりました。先ほども言いましたけれども、小学校から中学校という引き続きの、継続してですね、できるような環境整備に努力されてください。

111ページだと思います。中学校管理運営事業、ここでエアコンの設置に関するところがですね、ちょっとあるかと思うんですけども、小学校も幼稚園もそうなんですが、動力にガスのほうば入れているというのがあるかと思えます。何でガスのほうを一部選んだのかという理由ばちょっと教えてください。

○**首席審議員兼教育施設課長(有馬健一君)** このガスの空調機を導入した理由でございますけども、このガスの機器につきましては、自立運転ができるという機種がございます。ガスには、都市ガスとか、プロパンガスがございますけども、ガスを燃料として冷房、暖房できるような機械でございます。これにつきましては、もし停電になっても自立運転ができるということで、もし停電になった場合でも空調機が使えるという利点と、その空調機をもとにですね、発電ができるということで、その電源をいろんな施設の通信機器だとか、テレビ等ですね、情報端末、パソコン等ですね、そういった電源に使えるという利点があるということで、各施設に1台ずつ導入ということで、今進めているところでございます。

以上です。

○**委員(野崎伸也君)** わかりました。災害対応とかというのいろんなことを考えて組んでいただいて導入されるんだろうというふうに思っています。ありがとうございます。

多分これも111ページになると思います。学校支援職員の配置でですね、中学校の部分で特別支援教育支援員が1人減になっています。その理由、教えてください。

○**学校教育課長(西村 裕君)** 失礼いたします。特別支援教育支援員、この職員を必要とす

る子供たちは年々増加傾向にあります。その中で、最近、就学指導委員会等を通してですね、特別支援学級に入級するお子さんたちが、やはり新1年生が年々増加をしている。つまり、小学校において特別な配慮を要するお子様がふえてきている現状にあります。

そういう中で各学校、校内支援体制を構築して、かなり努力をしていらっしゃるんですけども、なかなか厳しい現状がある。そういう観点から、支援員のほうをですね、小学校のほうに回しているというようなところでございます。

以上です。

**○委員（野崎伸也君）** 常々、支援員のほうが足りないというふうな話、聞いてましたんで、心配してるんですけども、全体的にやはり今ちょっと話もあったかと思うんですけど、全体的にやはりまだ足りない、欲しいというふうな状況ですか。

**○学校教育課長（西村 裕君）** 委員御指摘のとおり、学校の現場といたしましては、やはり人の数、やはりマンパワーが必要ということで、特に支援員の要望は上がっているところで。

今後も頑張ってますね、予算要求のほうは、今後とも引き続き続けてまいりたいと思います。

**○委員（野崎伸也君）** 視察でですね、文教福祉委員会で行って、話を聞いたところなんですけれども、あるところでは、県のほうがですね、この支援員のほうを制度として配置をさせるというような、あったらいいんですけど、そこはですね。熊本県ではそういった取り組みというのはないんですか、市町村に対して派遣するみたいな。

**○学校教育課長（西村 裕君）** 県のほうから、特別支援教育支援員等の配置をするというお話は今のところ聞いておりません。

**○委員（野崎伸也君）** わかりました。

引き続きよろしいですか。

多分、これもまた111ページになると思います。不登校児童生徒の適応指導事業ということで、くま川教室のほうの話なんですけれども、生徒の増加、特に小学生がふえてきているということで、どうにかですね、先生のほうをふやしたりだったり、そういった、またカリキュラム的などところの見直しとかという話も、これも委員会で視察に行かしていただいて、いろんな話聞いてのところでの話なんですけど、今回、予算計上では多分そのままの人員で、そのままの時間数でというふうな形で計上されているのかなと思うんですけども、そこら辺の対応について何か協議があったのかどうか。で、方向性はどうするのか、ちょっとお聞きしたいです。

**○教育サポートセンター所長（沖村 巧君）**

失礼いたします。まず、通級している生徒の本年度の動向について申し上げたいと思います。本年度につきましては、通級生、体験も含める延べ人数が2月末日現在で38名となっております。昨年度が35名ですので、年々また増加をしてきているような傾向にあります。

加えまして、本年度、小学生、これは火曜日と木曜日のスポーツ活動のみになりますけれども、小学生の通級が現在5名ということになっております。

委員御指摘のとおり、くま川教室の通級生徒、年々増加をしている中で対応のほう、過渡期であるなというふうに認識をしているところでございますが、本年度8名で行いました指導員、来年度も8名ということで対応させていただきますけれども、小学生の対応、それからカリキュラム等の見直し等につきましては、施設の充実というのがまず先決でございます。

くま川教室の現在の状況でございますと、教室が2部屋しかございません。その中で、カリキュラムを変更して、指導員をふやして対応で

きるという、そういった施設上の問題が解決をしないものですから、まず、くま川教室の移転か、建て直しか、そちらのほうの対応について検討をしているところでございます。早急に近年中には、まず施設のほうの充実を図り、その後、指導員の増員というのを図るような形で見直しを持っているところです。

以上です。

○委員（野崎伸也君） そうですね、今、移転とか、増改築なのか、ちょっとそういった話も出て。以前から施設のあり方というのをですね、どうしたほうがいいのかというのは、この委員会の中でも常々言わしていただいていたんですけども。ただ、それが決まらんと、じゃ、カリキュラムだったり、その子供たちに対する対応ができないというふうな状況ば持ちながら、そういう話をするんじゃなくて、子供たちが出てきたときにすぐ対応できるようにですね、補正予算とかというのものもあるだろうし、どうにかそういう混乱が生じないようにですね、対応のほどをお願いをしときますし、あわせて、今言われた移転、増改築の話についても、前向きに、もうすぐにでもですね、方向性出せるようにやっぱりスピード感持って取り組んでいただければというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。それは意見です。

○委員長（上村哲三君） じゃ、意見として捉えてください。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ。ちょっとページ数がわからんとですけれど、成人式の関係、わかりますか。社会教育事業ですかね。何ページかちょっとわからないんですが、予算のほうで2126万ですかね。（「115ページ」と呼ぶ者あり）なぐらいのところ、成人式の関係で予算が説明もあったのかなというふ

うには思うんですけども、今回、会場のほうに変更になるというふうに伺っていますが、その理由、ちょっと教えてください。

○理事兼生涯学習課長（澤田宗順君） 生涯学習課、澤田です。今回、成人式につきましては、例年、厚生会館を使って利用しておりますけれども、改修に入るといことで使用ができなくなるというふうなことで、総合体育館を現在予定をしているところです。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

続いてよかですか。最後になるかと思えますけれども。

図書館の関係ですね。施設整備のほうもありましたけれども、あと、指定管理の関係のお話をされたというふうに思います。図書館の入館者数が、指定管理になってどれぐらい伸びてきているとかというのがわかれば教えてほしいというのと、現状の課題であったり、あとそれに対する対策とかというのはどのように考えておられるのか。今後も引き続き、入館者がふえていく方向にですね、やっぱり市としてはやっぱり進めていくべきだろうと思えますので、そこら辺のところをちょっと教えてもらえればと思います。

○理事兼生涯学習課長（澤田宗順君） 図書館の入館者数につきましては、29年度が45万1200人でございます。30年度が1月末現在で45万7200人ということで、前年度より若干伸びているという状況です。あと、2月、3月の数値が入りますので、明らかに増になるというふうに思っております。

あと、図書館の今後の運営につきましては、建物自体もう30数年たっております。施設関係も老朽化しておったり、設備のほうの改修等も必要になってまいります。ということで、計画的に改修計画を立てながら、市民の人たちの利用に供することができるような施設運営に努

めていきたいというふうに考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。年々伸びてきているというのはわかりましたので、今、課題のほうもですね、施設のほうのというふうに認識もされてるみたいですので、ぜひ進められていただければと思います。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本幸一君） 先ほどタブレットの件ですが、全校に支給ということだったんですが、支給形態としてはどのような形態、1人1つじゃなくて、どういう形態で支給されますか。

○教育政策課長（機 智三郎君） タブレット等の各学校への支給の形態ということですかね。（委員橋本幸一君「はい」と呼ぶ）

こちらにつきましては、基本的に各学校のパソコン教室に。人数分といいますか、に充足するような形で入れております。（委員橋本幸一君「結局、パソコン教室のそれぞれのテーブルに1つずつという形ですね」と呼ぶ）

そうですね。その学校の規模によって、多いところは40台のところもあれば、規模が小さいところはそこまでないと、で入れております。

○委員（橋本幸一君） 了解しました。

先ほどの八代小学校の管内視察の件が出たんですが、やっぱり非常にいいなということで、ほかに学校、先ほど出ましたが、普及すべきということで私たちも思ってるわけですが、指導員の各学校への状況といいますか、それはどのような状況に。今後どのような方向性を持って対応されるのか、その辺がわかったら説明したいと思います。

○学校教育課長（西村 裕君） 失礼いたします。昨年度ICT支援員を3人雇用いたしまし

て、3人体制で巡回をしていただいております。で、来年度の予算につきましては、その獲得がちょっとできませんでしたので、1人体制の2カ月間の予算しかとれなかったところがございます。ただ、方向性といたしましては、文科省も、このICT教育支援員の充実を図るべきということで、4校に1人程度はとか、そういう割合も出ておりますので、来年度はぜひICT支援員ですね、復活要求のほうをしたいと考えております。

○委員（橋本幸一君） 何か今聞けばちょっとバックしてるなとか、そういう思いがしたわけですので、やっぱりそれについてはしっかりまたですね、来年挽回して、できるだけ皆さんがですね、享受できるような体制お願いしたい。これはもう要望です。

○委員長（上村哲三君） 要望としてお願いします。

○委員（橋本幸一君） 終わります。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

○委員（野崎伸也君） 質疑の途中でもお話をしましたけれども、いろんなところで、前年よりですね、やっぱり一歩進んで何でも子供たちのためになるように、また市民全体のためになるようにですね、取り組んでいただいていると思いますけれども、部長を中心にですね、いろいろとまた頑張って取り組んでいただければというふうに思います。特にICTの関係は、橋本委員も言われましたけれども、すごいいい取り組みだというふうに思ってますので、頑張ってください。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（金子昌平君） 八代市学校・子ども応援基金事業ですね。寄附金を募るとあったんですけど、これクラウドファンディングとか、そういうSNSだとか、そっち系を使っていくと、もっと寄附が集まりやすいんじゃないかなと思うので、頑張ってくださいたいというのと、中学校施設整備事業って、これ第一中学校が入ってきてるんですけども、校舎改築基本方針の。これ、一中と代陽小学校が隣接しているんですね。できれば、総合的な感じで捉えて、建設、改築に向けていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 何か今んとは具体的な意見がある。総合的などというのは。（笑声）

○委員（金子昌平君） 総合的な、例えば、武道館とかがプレハブだったりするんですけど、今、代陽小学校と一中の間に力の山というところがあるんですよ。

○委員長（上村哲三君） うん、あるある。

○委員（金子昌平君） ここはもう結構遊具も危険な状態であって、例えば、ここの真ん中に武道館を置くと、小中一貫校としても、小学校からも柔道部に参加できると、一中のですね。そういった有効な施設を建てていただければなみたいな……。 （笑声）意味が違うですかね。

○委員長（上村哲三君） いいえ、よかですよ。（笑声）（「ぐるっとようしてほしか」と呼ぶ者あり）

○委員（金子昌平君） そうそうそう。何か総合的に考えていただきたいなと。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 有馬施設課長、よろしくをお願いします。（笑声）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で意見を終了します。

以上で第9款・教育費についてを終了しま

す。

小会します。

（午後1時24分 小会）

（午後1時29分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、第3款・民生費について健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） それでは、一般会計予算の審議をいただくに当たりまして、担当部長としての総括を述べさせていただきます。では、着座にて申し上げます。

平成31年度一般会計関係予算、民生費、衛生費の編成に当たりましての部長総括といたしまして、重点戦略に基づき実施する新規事業に絞って申し上げます。

来年度、健康福祉部では、重点戦略3、誰もが幸せを実感できる暮らしの実現に位置づけた3つの施策につきまして、新規に取り組むことといたしております。

まず、認知症高齢者見守りネットワーク事業ですが、一般質問でも答弁しましたように、本市で要支援、要介護の認定を受けておられる方の約63%が認知症、またはその疑いがある方とされており、今後も増加すると見込まれています。日常的に介護されている御家族の負担を少しでも軽減し、高齢者の安全を確保するため、GPS機器利用にかかる初期費用を補助する本事業に取り組むことといたしました。できるだけ多くの方に御利用いただき、高齢者御本人や御家族の安全・安心につながるよう周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども医療費助成事業ですが、子育てにかかる費用が全般的に増大している中、子育て世帯のさらなる経済的負担の軽減と次世代を担う子供たちの健康保持と健全育成を図り、子育てしやすいまちづくりを進めるため、対象年齢を18歳までに拡大することといたしました。

た。新たに対象となる年齢層に対しましての周知などを重点的に行い、10月1日から円滑に無料化が実施できるよう、十分な準備を進めてまいりたいと考えております。

最後に、産後ケア事業です。これは、出産後、家族等からの十分なサポートが受けられない母子を対象に実施するもので、委託契約している医療機関に宿泊して、心身のケアや育児サポートを受けていただくものです。また、あわせまして、出産後間もない産婦の身体機能の回復や授乳状況、精神状況を把握するため、全産婦を対象とする産後健診も新たに実施いたします。

これらの事業により、産後初期段階の母子に対する支援を強化し、安心して子育てできる支援体制の充実を図ってまいりたいと考えています。

重点戦略に基づく新規事業は以上でございますが、所管しておりますそれぞれの福祉・保健施策につきましても、市民目線に立って適切に事業を実施し、誰もが安心して住み続けられるまちづくりに向け、部内一体となって進めてまいりたいと考えております。

以上で、平成31年度一般会計関係予算につきましての部長総括といたします。

それでは、議案第4号・平成31年度一般会計予算のうち、健康福祉部所管分につきまして、小林健康福祉部次長が御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小林眞二君）** こんにちは。お世話になります。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）それでは、失礼して着座にて説明させていただきます。

それでは、別冊になっております議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算書をお願いいたします。文教福祉委員会付託分のうち、健康福祉部が所管します款3・民生費につきまして御説明申し上げます。

まず、7ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算の歳出でございますが、款3・民生費で233億7415万1000円を計上しております。前年度と比較して3億8191万5000円の増額となっております。

内訳としまして、項1・社会福祉費は、前年度比7724万9000円の増の108億6348万9000円。項2・児童福祉費は、前年度比3億2869万2000円増の93億6210万4000円。項3・生活保護費は、前年度比2142万4000円減の31億4593万6000円。項4・災害救助費は、前年度比260万2000円減の262万2000円でございます。

それでは、歳出の内容につきまして、70ページをお願いいたします。

70ページの下の方、表、款3・民生費、項1・社会福祉費、目1・社会福祉総務費では62億9637万円を計上いたしております。前年度に比べ9903万4000円の増額となっております。右側の説明欄のうち、主な事業につきまして御説明します。

上から3つ目、地域福祉計画推進事業242万5000円は、第3次地域福祉計画の評価及び次期計画としての第4次計画の策定業務を行うもので、主に委託料208万7000円です。

次の民生委員・児童委員関係事業2502万3000円は、民生委員・児童委員の活動経費として委員報償費1404万6000円、民生委員・児童委員協議会への助成金837万5000円が主なものです。なお、本年度は3年に1度の一斉改選の年となっております。

次の後期高齢者医療広域連合負担金事業17億7218万9000円は、75歳以上の後期高齢者等を対象とした医療保険を運営する熊本県後期高齢者医療広域連合に対する負担金で、組織運営や事務経費に当たる共通経費に639

3万4000円、保険給付費に対する経費に17億825万5000円です。

71ページをお願いいたします。

2つ目の生活困窮者自立支援事業3453万2000円は、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、包括的な支援を行うもので、必須事業の自立相談支援事業委託料1858万2000円、住居確保給付金82万5000円、任意事業の一時生活支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習援助事業の負担金1148万9000円、就労準備支援事業の委託料361万6000円などです。

1つ飛びまして、被災者生活再建支援事業631万4000円は、熊本地震被災者の見守り・相談支援等を行うため設置しております八代市地域支え合いセンターにかかるもので、情報提供や個別支援計画の作成により早期の生活再建を図っているところです。

1つ飛びまして、国民健康保険特別会計繰出金15億5046万円は、保険基盤安定制度に係る国保税軽減分及び保険者支援分や職員給与等事務費、国保財政安定化支援事業などに対するものです。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金5億8354万2000円は、保険料軽減分や職員給与等事務費などに対するものです。

次の介護保険特別会計繰出金21億8571万2000円は、介護給付費や職員給与等事務費に対するものです。

70ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金12億2531万1000円は、主に国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金に対する国県支出金です。

続きまして、71ページをお願いいたします。

目2・老人福祉対策費で3億1311万7000円を計上しております。前年度に比べ463万3000円の減額となっております。

説明欄の4つ目、シルバー人材センター運営費補助事業2210万1000円は、八代市シルバー人材センターに対する本部・活動拠点運営費補助金803万6000円、育児支援業務や人手不足分野等の取り組みにより、女性を含め働く現役世代が安心して働けるよう下支えする高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助金1387万5000円などです。

次に3つ飛びまして、老人クラブ助成事業520万9000円は、老人福祉の増進を図るため、老人クラブの活動に対し助成を行うもので、単位老人クラブ128クラブ分の活動費補助金422万4000円、市老人クラブ連合会への活動費補助金97万9000円が主なものです。

3つ飛びまして、老人福祉施設入所措置事業2億2976万8000円は、主に保寿寮やすずらんの杜などの養護老人ホームへの入所者にかかる措置委託料などです。

72ページをお願いいたします。

2つ目の認知症高齢者見守りネットワーク事業100万円は、新規事業としまして、認知症により徘徊のおそれがある高齢者の事故を未然に防止し、その家族が安心して介護できる環境を整備するため、GPS機能を有する機器の利用に際し、その初期費用の一部を助成するものです。

濟いません、71ページに戻りまして、財源内訳です。特定財源のうち、国県支出金382万1000円は、老人クラブ活動に対する県支出金などで、その他の3123万2000円は、養護老人ホームの入所者からの負担金などです。

また72ページをお願いいたします。

目3・社会福祉対策費では、1億9641万2000円を計上しております。前年度に比べ863万6000円の減額となっております。

説明欄の4つ目からの坂本・鏡・東陽の地域

福祉センター管理運営事業の3つの事業につきましては、平成30年度をもって当該施設において実施しておりましたデイサービス事業を廃止し、施設管理のみとなったため、指定管理から業務委託方式に変更し実施するものです。

また、その下の泉地域福祉センター管理運営事業及び柿迫生きがいセンター管理運営事業につきましては、従前のおり指定管理によって実施いたします。

1つ飛びまして、社会福祉団体育成事業1億1669万3000円は、社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的とした八代市社会福祉協議会に対する17名分の人件費補助金でございます。

6つ飛びまして、地震災害関連災害見舞金等支給事業277万2000円は、熊本地震の発生に伴う災害義援金配分委員会や災害弔慰金等支給審査委員会の開催に要する経費及び関連死など地震により人的被害があった方に対して、災害弔慰金等を支給するものです。

次の被災者転居費用等助成事業3068万6000円は、熊本地震の被災世帯が仮住まいの住居から恒久的な住居として、県内の自宅や民間賃貸住宅等へ移転する際に要する転居費用や賃貸住宅への入居時にかかる初期費用などを定額で補助するもので、転居費用助成に130件分1300万円、民間賃貸住宅への入居支援助成に75件分1500万円計上いたしております。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金2987万6000円は、主に被災者転居費用等助成事業にかかる県補助金で、その他575万3000円は、シルバーワークプラザ事務費実費徴収金などでございます。

続きまして、73ページをお願いいたします。

目4・障害福祉対策費で40億2392万3000円を計上いたしております。説明欄の上

から5つ目、更生医療給付事業2億1960万2000円は、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方で人工透析や心臓の手術など、障害の除去や軽減などのために必要な医療費の一部を負担するもので、扶助費2億1930万1000円などです。

1つ飛びまして、重度心身障害者医療費助成事業2億6107万5000円は、身体障害者手帳の1、2級や療育手帳A1、A2などを持つ重度の心身障害者及び障害児にかかる医療費の一部を助成するもので、扶助費2億5900万円などです。

次に1つ飛びまして、特別障害者手当等給付事業6054万9000円は、精神または身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の障害者に対し手当を支給するもので、全額扶助費です。

次の補装具交付・修理事業2566万円は、身体障害者や障害児及び難病患者等の方の日常生活を容易にするための補装具の購入や修理にかかる費用を支給するもので、全額扶助費です。

次に4つ飛びまして、八代圏域地域療育センター事業627万2000円は、発達のおくれや障害のある、あるいはその疑いのある児童やその保護者等に対し、療育相談、訪問や外来による療育指導などを行い、早期療育を図るもので、全額八代市社会福祉事業団に対する委託料です。

次に1つ飛びまして、地域生活支援事業1億3617万9000円は、障害者の自立した日常生活や社会生活を営むために必要な支援を行うもので、障害者や障害児の保護者などからの相談に応じる事業、障害に対する理解を深めるための研修や啓発事業、日常生活用具の給付や貸与を行う事業、外出を支援する事業などがあり、市内2カ所の相談支援事業所への委託料1730万5000円、市内4カ所の地域活動支

援センターへの委託料3048万円、ストマや紙おむつなど、日常生活用具の給付にかかる扶助費2882万7000円などです。

次の障害福祉サービス給付事業26億5960万2000円は、障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために提供する障害福祉サービス給付費です。

生活介護や療養介護などの介護支援を行う介護給付として14億8385万1000円、就労継続支援やグループホームでの援助を行う共同生活援助などの訓練等給付として11億4549万5000円などです。

次に1つ飛びまして、障がい児通所支援事業4億1978万2000円は、障害児や障害の疑いのある子供たちを対象に日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練などを行うもので、就学前の障害児を対象とした児童発達支援の1億3517万1000円、小・中・高校の障害児を対象とした放課後等デイサービスの2億7026万3000円などです。

次に2つ飛びまして、障がい者等見守り推進事業32万4000円は、30年度からの事業で、市主催の研修会などを受講し、障害の特性や必要な配慮について学んだ市民や企業等に障害者サポーターとして登録していただき、障害のある方に対する地域での見守りを推進するものです。

財源内訳の特定財源のうち、国県支出金27億8088万2000円は、障害福祉サービス給付事業に対する国県支出金などで、その他543万4000円は、地域生活支援事業や地域療育センター事業に対する氷川町からの負担金です。

次に、74ページをお願いいたします。

目5・国民年金費で3366万7000円を計上いたしております。説明欄の年金事務事業111万7000円は、国民年金システムなどのシステム改修委託料50万5000円が主な

ものです。なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金2982万7000円は、年金事務に係る国庫支出金です。

続きまして、下の段をお願いいたします。

項2・児童福祉費、目1・児童福祉総務費で4億7889万5000円を計上いたしております。前年度に比べ4274万4000円の増額となっております。

説明欄の6つ目、ひとり親家庭等医療費助成事業2609万5000円は、ひとり親家庭の父母及びその児童等に対し、医療費の一部を助成するものです。

1つ飛びまして、こどもプラザ事業1178万円は、主に乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集う常設の場所として、マックスバリュ八代店2階にこどもプラザすくすくを、またイオン八代店2階にこどもプラザわくわくを開設し、子育て中の親子の交流を図り、子育て等に関する相談、講習会等を実施しております。

75ページをお願いいたします。

上から4つ目の放課後児童健全育成事業2億1041万3000円は、昼間仕事などで保護者がいない家庭の児童の安全・安心な居場所の確保と健全育成活動を行うもので、全額放課後児童クラブ29クラブへの委託料です。

1つ飛びまして、病児・病後児保育事業2631万円は、子育てと仕事の両立を支援するため、病中または病気の回復期にある児童の一時預かりを行うもので、市内3事業所に対する委託料及び氷川町において31年度より新規に開設されます八代北部地域医療センター 病児・病後児保育室ハグ・くむの相互利用のための負担金です。

4つ飛びまして、子ども・子育て支援事業計画推進事業955万2000円は、現在の第1期子ども・子育て支援事業計画が2019年度をもって終了するため、2020年度からの第2期計画の策定に要するもので、主に委託料で

す。

次に、子育て相談事業215万6000円は、こどもプラザわくわく内に子育て相談専門員を配置し、子育て中の親子や妊娠中の方が、幼稚園や保育園、子育て支援事業などをスムーズに利用できるよう相談を受け、情報の提供やアドバイスを行うもので、子育て相談事業委託料211万7000円などです。

74ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち国県支出金2億781万9000円は、主に放課後児童健全育成事業に対するもので、その他1066万2000円は、主に子ども・子育て支援事業計画事業に対する地域福祉基金からの繰入金などです。

続きまして75ページ、目2・児童措置費で28億8434万円を計上いたしております、前年度に比べ1億2218万4000円の増額となっております。説明欄の1つ目、児童手当事業19億5634万円は、中学卒業までの児童を養育している者に対し、児童の年齢等に応じた手当を支給するものです。

次の児童扶養手当事業9億2800万円は、父母の離婚などによるひとり親家庭の父母等に対して支給されるもので、前年比でおよそ1億4000万円の増額となっておりますが、これは法改正による支給方法の変更に伴うもので、31年度のみ増額となるものです。

なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金19億6790万8000円は、児童手当事業及び児童扶養手当事業に対するものです。

続きまして、目3・保育所費で59億9886万9000円を計上いたしております、前年度と比べ、1億6376万4000円の増額となっております。説明欄の3つ目、私立特別保育事業3964万4000円は、私立の保育所で実施される延長保育に対する補助金です。

次に、2つ飛びまして、公立保育所運営事業3億3399万8000円は、職員給与費を除

く公立保育園11園の運営経費で、臨時保育士等の賃金1億3802万7000円、給食の賄い材料費5370万7000円、7園の給食業務委託料3097万1000円、鏡保育園のエアコン設置に係る工事請負費540万2000円などです。

次に、私立保育所保育事業43億4951万9000円は、市内の私立保育所43園及び市外私立保育所への保育負担金43億4770万9000円と、私立保育所に対する園児1人当たり年720円の保育料収納事務委託料181万円です。

76ページをお願いいたします。

上から3つ目の障がい児保育事業5980万8000円ですが、私立保育所において障害のある児童を受け入れるに当たり、保育士の増員やその安全性が確保されるよう設備等を整備するために保育所に対して補助を行うものです。

次の施設型給付事業4億9886万8000円は、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園等への給付費です。市内の認定こども園は、平成31年度から新たに1園が加わり3園となります。

次の地域型保育給付事業7366万3000円は、小規模保育事業所のありんこ園、リス託児所、ひかわ保育園の3園と事業所内保育事業所のプチトマト計4園への給付費です。

1つ飛びまして、私立保育所施設整備事業7992万円は、ひので保育園の施設の整備に係る費用の一部を補助するものでございます。

75ページに戻りまして、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金29億8914万4000円は、私立保育所保育事業に対する国県支出金などで、その他4億9413万円は、保育所保育料などです。

76ページをお願いいたします。

下の表で項3・生活保護、目1・生活保護総務費で2億880万円を計上いたしております

す。説明欄の2つ目ですが、生活保護事業2327万8000円は、生活保護事業の適正実施のために必要な事務や調査及び職員研修並びに被保護者の就労準備支援事業に要するものです。また、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金829万6000円は、生活保護適正実施推進事業などに係る国庫支出金です。

続きまして、77ページの目2・扶助費で29億3713万6000円を計上いたしております。前年に比べ2286万4000円の減額となっております。

説明欄の生活保護費給付事業では、生活扶助や医療扶助など8種類の扶助費を支給しており、そのうち医療扶助費が最も多く16億8200万円、生活扶助費が6億9900万円、住宅扶助費が3億4060万円、介護扶助費が8840万円などとなっております。財源内訳の特定財源のうち、国県支出金21億8845万2000円は、生活保護扶助費に係る国庫支出金などで、その他2740万円は、生活保護費の返還金などです。

続いて下の表をお願いします。

項4・災害救助費、目1・災害救助費で262万2000円を計上いたしております。説明欄の職員手当と災害救助事業は、益城町や宮城県石巻市への職員派遣に伴う時間外勤務手当や旅費などです。なお、財源内訳の特定財源のうち、その他85万9000円は、派遣先からの災害派遣人件費負担金です。

以上で民生費の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○委員長（上村哲三君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。質疑ありませんか。

**○委員（橋本幸一君）** 先ほども尋ねたんですが、10月から保育料の無料化ということですね。八代市の場合、大体どのくらいの保育料の、額的にですね。それと対象園児数はどのく

らいか、お尋ねします。

**○こども未来課副主幹兼保育係長（石本 淳君）** こども未来課の石本と申します。よろしくお願いいたします。

ことしの10月からの保育料無償化に伴う状況ということでございまして、申しわけございません。人数のほうはちょっと本日持ってきていないんですけれども、保育料の影響額、それから補助金等の影響額等について御説明をしたいと思います。

まず、保育料の分なんですけれども、10月から無償化になる関係で、保育料が減額になります。半年間の減額になる影響額でございますけれども、公立、——市立の保育料収入がなくなるということで、3歳以上の分なんですけれども、1億9300万程度の保育料収入が減るという見込みでございます。

それから、八代市の場合は第3子以降の保育料の無償化をしております関係で、県のほうから、この分の補助金をいただいております。この補助金の減額を2300万円程度を予想しているところです。

今回の減額に伴いまして、31年度につきましては、その分、国のほうが全額補填をすることで情報が入っております。国のほうからは4億2600万ほどの地方特例交付金のほうが見込まれているところということでございまして、八代市の一般財源の持ち出しにつきましても、約2億円程度持ち出しが減るところで見込んでいるところでございます。

以上でございます。（委員橋本幸一君「結構です」と呼ぶ）

**○委員（福嶋安徳君）** 関連でございませうか。その後のひとり親家庭医療費助成というのが、子供の。こういった関連、ひとり親家庭の場合、そういったこども医療費にかかわる関連した医療費になりますけれども、こういったところはどのような取り扱いになりますかな。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 委員お尋ねの、ひとり親家庭医療費につきましては、ひとり親家庭に対する医療費の助成になりますけれども、これと保育料の関係でしょうか。

○委員長（上村哲三君） 福嶋委員、もう一回。

○委員（福嶋安徳君） ひとり親医療費助成なんですよね。それに該当する子供の場合の助成ですよね。補助なんかは……。子供が医療にかかった場合、そういったところの関係は全部、今のは該当するんですか。

○委員長（上村哲三君） 福嶋委員、今のは保育料の無償化の話だったけん、それ医療費、別。別個の問題だけど。

○委員（福嶋安徳君） ああ、今んと保育料だった。じゃ、後でいいです。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 71ページの生活困窮者自立支援事業ですね。生活保護にはならないけれども、というふうな説明があったと思いますが、その対象の基準がどのくらいの収入とか、そういうのがあったら、ぜひ教えてもらいたいと思います。

○生活援護課長（角 竜一郎君） 生活困窮者自立支援事業といいますのは、生活保護が最後のセーフティーネットということで、一番最後のネットになるわけですけども、その手前の第2のセーフティーネットというような位置づけになっております。

生活保護受給者の場合は、国のほうで基準がいろいろ決めてありまして、世帯ごとに積み上げていくと幾らだというのが金額として出るんですけども、生活困窮者自立支援事業の対象になられる方につきましては、いろんな悩みですとか、相談事ですとか、そういうのを抱えていらっしゃる方を対象に実施するというこ

なっておりますので、特別金銭的なものはございませんし、要件というのは、実質生活をする中でいろんな悩みを抱えている方が相談できる場所ということで、自立相談支援事業というのを実施しているということになります。

○委員（橋本徳一郎君） つまり、生活相談の拡充という形での理解でよろしいですか。

○生活援護課長（角 竜一郎君） そういう相談の場として設けられているという理解でよろしいかと思えます。

○委員（橋本徳一郎君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 71ページ、被災者生活再建支援事業ということで、相談事業だと思うんですが、これは予算的に昨年度並みでしょうか。今、何人ぐらいの相談があっているんでしょうか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） ただいまお尋ねの事業でございますけれども、予算額といたしましては、昨年度より減っております。これは支え合いセンターというのが、市の社会福祉協議会のほうに委託をしている事業でございますけれども、相談員の数が1名減少ということになっておりますので、その関係で予算のほうは若干の減額となっているところでございます。

それと、相談件数につきましてですけども、こちらのほうの対象となりますのが、いわゆるみなしの仮設に入居をされている世帯、あるいは在宅でそのまま、被災をした在宅のほうでお住まいの世帯が対象となりますけども、みなし仮設の入居世帯が45世帯、在宅の被災世帯が32世帯となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか、野崎委員。

○委員（野崎伸也君） わかりました。またちょっとわからないところは個別にちょっとお伺いします。

で、関連なんですけど、72ページの被災者転居費用の助成事業というのがありますけれども、対象世帯というのをちょっと教えていただきたいんですが。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） まず、こちらのほうの対象となりますもので、まだその転居費用助成というものがございまして、こちらにつきましては、現在応急的な住居のほうにお住まいの方が、実際に恒久的な住宅、すなわち持ち家だったりとか、あるいは通常のアパートだったり、そういったところに転居をされる際の費用を助成するというものでございまして。こちらが1世帯当たり10万円となっております。

また、民間賃貸住宅入居支援助成というのがまた別にございまして、こちらにつきましては、その転居先の住宅が民間の賃貸住宅、こちらのほうに入居される場合には初期費用がかかりますもんですから、この分につきましては1世帯当たり20万円を支給するというものでございまして。

なお、現在の支給状況でございますが、先ほどの転居費用助成につきましては、171世帯。民間賃貸住宅入居支援助成につきましては、63世帯に支給のほうを行っているところでございます。

○委員（野崎伸也君） これ、31年度までということで伺ったんですけれども、これで最後ということよろしいですか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 31年度までというところで、現在、後ろのほうの時期のほうは決定してるところでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あと別件でよかですか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 72ページです。社会福祉団体育成事業ということで、社協のほうに人件費補助がありますけれども、これは対前年比でどういった状況になっているかということと、説明のほうで社会福祉法に基づいてというふうな話がありましたけれども、何でその法に基づいて人件費補助をやっているのか、その根拠をもう少し詳しくお願いします。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小林眞二君） 私のほうから、まず、法に基づいてという部分なんですけど、法に基づいて補助をしているという、済いません、説明ではなくて、法に基づきまして、この社会福祉協議会は地域福祉の推進を図るということで、これを目的とした団体であるということで説明をいたしております。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） それだけじゃなかろう……、もういっちょ。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） まず、金額につきましてですけども、こちらにつきましては、ほぼ前年同額ということでお願いいたします。

あと、先ほどの補足になりますけれども、まず、この社会福祉協議会につきましては、社会福祉法に基づきます社会福祉法人という位置づけでございます。

ただ、社会福祉法人につきましては、特別養護老人ホームを運営する法人や、あるいは保育園を運営する法人などいろいろございますが、この社会福祉協議会につきましては、いわゆる地域福祉、社会福祉を専らなりわいとしている団体でございまして、例えば、介護保険の報酬であったり、あるいは保育料の収入だったりとか、そういうような財源というものが余り確保ができないという性格を持っております。また、市のほうで行うべき地域福祉の部分の担い

手となっている面もございますので、その観点から、いわゆる事務局の人件費につきましては、市のほうから補助をしておるといってございます。

以上でございます。

**○委員長（上村哲三君）** 野崎委員よろしいですか。

**○委員（野崎伸也君）** わかりました。昨年度並みというようなことで理解しました。ちょっと昨年度、鏡だったり、坂本だったり、どっかデイサービスのほうですね、委託のほうがなくなったということで、少し減額されるのかなとかというふうに思ってたんですけども、そこら辺のところは余り影響なかったんだらうと思います。

で、あと、今おっしゃったように、市で行うべき事業について、それを担っていただいているということで、人件費の補助は行っているんだというようなことで理解しました。とりあえず、一旦終わります。

**○委員長（上村哲三君）** ほかにあったら、お願いします。

**○委員（鈴木田幸一君）** 2つほどお願いします。

先ほど71ページのですよね、生活困窮者自立支援事業のところですね、次長の説明では、自立するための医療費とか、いろんな項目を幾つか言われましたけれども、先ほどの課長さんの説明では、主に相談というふうな回答でありましたが、これは3400万の予算がついておりますので、何か昨年の実績での予算のこの使い方の内訳というのは出とととですかね。

**○生活援護課長（角 竜一郎君）** 生活困窮者自立支援事業の3453万2000円の内訳でございますが、まず、先ほど申し上げました相談事業、自立相談支援事業と申しますけれども、こちらが1858万2000円というふうになっております。

と、生活困窮者自立支援事業といいますのは、必須事業と任意事業に分かれておまして、相談事業と住宅家賃の支給をするための住居確保給付金という事業がございます。この2事業が必須事業という形になっておまして、そのほかに、任意で実施する事業として就労準備支援事業、家計相談支援事業、これ4月から家計改善支援事業という形に変わるんですけども、それと子どもの学習支援事業、一時生活支援事業という4つの任意事業がございます、その必須と任意と合わせると6事業をやっている、その合計額ということになります。

任意事業を、ちなみに予算額で申し上げますと、就労準備は361万6000円、家計相談、家計改善事業のほうは431万8000円、子どもの学習支援事業は431万9000円、一時生活支援事業のほうは285万2000円というふうになっておまして、任意事業につきましては、就労準備支援事業を除いて、県と八代市、またほかの市との共同事業という形で実施しておりますので、その負担金を毎年度計上してやっているというふうな状況でございます。

以上でございます。

**○委員（鈴木田幸一君）** これ、すごくいい事業だなというふうに今感じたっすよね。すぐ、まず、私たちに相談があるのはですね、生活が困窮しとる、生活保護でけんとかという相談ですけども、あたがえはいろんな内容によっては、すぐには生活保護でけんばいて。ただ、その方の困窮状態というのはわかるのでということで、一応担当の方を紹介してという、そういう道筋をつくっておるわけなんですけども、こういった事業があるということが非常にいい事業だなというふうな感じで思っております。

もう一つよかですか。あと一つ質問。

**○委員長（上村哲三君）** どうぞ。はい。

○委員（鈴木田幸一君） 続けてですけれども、72ページですね、坂本地域福祉センター管理運営費、鏡、東陽地区、泉ですね、このセンター事業の中で、デイサービス事業が今度からなくなってしまうということでありましたけれども、デイサービスに使っていた、デイサービスの送迎バスですよ。あのバスはどのような管理になるのでしょうか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 使用しているバスにつきましては、社協の財産でございましたので、社協のほうで適切に処分されるということになると思います。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 75ページ、ファミリーサポートセンター事業になります。こどもプラザ事業が今回なくなる……、どっちだったかな。直営のほうになるというのが、何かそこら辺の説明があったんですけども、ちょっとわかりにくいんで、もう一回、どっちがどっちでという話と、何で直営に戻したのって。委託をしていたのができなくなった理由というのは何なんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） ファミリーサポートセンター事業につきましては、子育てを手伝ってほしい利用会員と、それから子育てが手伝える方、提供会員がそれぞれに助け合う互助の組織を運営するものです。

これまでではですね、こどもプラザ・すくすく内に、ファミリーサポートセンターの事務局を設置いたしまして、それぞれの会員の登録作業や利用に応じたマッチングを行っていたわけなんですけれども、この間ですね、委託先のほうですね、人材確保の難しさ、それと提供会員の確保の難しさということですね、御相談がありまして、このたび、市のほうで直営で行う

ことにしました。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ、もう一回確認ですけれども、ファミリーサポートセンターの中に、こどもプラザ事務局があった……。

逆、あ、逆。こどもプラザ……。もう一回よかですか。濟いませぬ。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） こどもプラザ・すくすくの中にファミリーサポートセンターがあって、で、委託のほうにも、その運営をしております、あいねっと八代のほうに委託をしておりました。

○委員（野崎伸也君） わかりました。とりあえず、受けていただけなくなったというのが、会員の何とかかんとかという話があったですけれども、直営するのがやっぱり余り適当でないというか、本意でないで委託してたんだろうと思うんですけども、それができなくなったということは、ちょっと何かニーズ的なところが変わってきたのか、委託金額が折り合わなかったのかどうかという、そこら辺のところはどうなんですか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） スタッフの確保につきましては、委託料の関係もございませぬけれども、提供会員ですよ、手伝いたいという方の確保につきましては、やはり、実際ですよ、登録会員はたくさんいらっしゃるんですけども、利用になると、なかなかですね、その時間はだめだとかいうことになりました、何回もマッチングを繰り返すような状況が続いていたということです。

で、そういった御苦勞もございまして、今回、撤退したいということでした。ただ、こちらとしましてはですね、今回は申し出のほうが少し時間が、遅い段階での申し出でしたので、新たに委託先を探すというふうなことができませんでしたが、今後は適正な委託先が見つければですね、委託をしていきたいと考えておりま

す。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。今後です、補正とかもありますんで、そこら辺のところでまた委託していただければなというふうには思います。わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにあったら、続けてどうぞ。

○委員（野崎伸也君） 75ページです。放課後児童健全育成事業です。こちらについて、まだ施設のほう足りないということで、入れない子供がいるということで、ずっとこれまでも聞いてきたんですけれども、今回新規で1クラブというふうなことも話は伺っていますけれども、これで解消されるというところがあるんでしょうか、まだ無理なんですかね。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 今回、しらぬい児童クラブが1施設、創設いたしましたので、松高校区につきましては待機の解消が望まれると考えております。

今後ですね、その他の地域、または未設置の校区もごございますので、その校区につきましては、順次設置のほうを検討していきたいと考えております。

○委員（野崎伸也君） 太田郷の中でも、ちょっと今までやられたところが何かやめられるとあって話も聞いてたんですけれども、そういったところでなかなか解消しそうで、またですね、そういったところもまたやめるとも出てくるというのがありますんで、保育園とかですね、こっちは八代市のほうは大丈夫なんですけど、ここの放課後児童クラブのほうです、懸念されてるところも年々続いていますんで、ぜひ部長も頑張っていたいただきたいなというふうに思います。意見でございました。

○委員長（上村哲三君） 意見としてお願いします。

ほかにございませんか。

○委員（福嶋安徳君） どなたも言われませんが、今の、報道でいろいろ取り沙汰されております児童虐待ですね。それについては、今の八代地域にとりまして、今のいろんな情報が入るのか、そういった事例があるのか、また、子供たちのいじめとかですね、そういった部類に関してもどのような状況にあるのか、お知らせいただければと。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 市内の虐待件数等につきましてはですね、ちょっと今手元に資料がないんですけれども、児童虐待の通報があった場合ですね、緊急を要する場合は児童相談所のほうで対応するというようになっておまして、こども未来課に通報があった場合についてもですね、児童相談所と一緒に、連携しながら支援を行うように進めております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） やはり今報道でもいろいろ取り沙汰されておりますけれども、そういった、ただ児童相談所あたりと、警察にも相談してみても、なかなか子供の自分の考えどおりに、そういったことがおさまらないというような状況の中であっているようですので、そういった面がですね、隠れたところの状況等があるかもしれないというような報道がなされておりますね。

そういった面も含めて、やはり関係部署がどういった取り扱いをやっているのかが、今非常に心配されておりますけども。そういった面からすれば、今、答えはないかもしれませんが、やはりあくまでも警察あたりとも、そういった関係もですね、連携をとれるような体制をとったほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった面はいかがでしょう。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君）

今、委員が御指摘のとおりですね、早期発見と

というのが非常に大事ですので、今、関係機関—市役所内だけではなくしてですね、警察なども連携をとりながら進めていくということで、八代市のほうでも要保護児童対策協議会というものを設置いたしまして、その中に入っただきましてですね、いろんなケースが出ましたときには、関係機関が行ってですね、協議をするというふうな体制をつくっております。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（福島安徳君） はい。

○委員（橋本幸一君） 75ページの子育て新規事業の、産後ケアは何ページだったか……。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 申しわけございません。今、産後ケアということでお話をいただいたんですが、先ほど部長総括で、私が産後ケアに触れたんですが、実はそちら衛生費で計上しておりますので、申しわけございません。

○委員（橋本幸一君） ああ、そうだったか。（聴取不能）だけん。はい、衛生費のほうで。取り消します。

それからですね、去年もたしか保育士の処遇改善ということであげられたんですが、国の予算でも、ことしも4月からということで上げられるということですね。八代市では、まだそれについては対応というのはないんですか。たしか月3000円の……、新聞でちょっと拝見したっけ。

○こども未来課副主幹兼保育係長（石本 淳君） 今の御質問ですけれども、4月からの保育士の待遇改善というところで、今のところ、まだ金額までは示されていない状況でございます。4月から改定されるものにつきましては、後ほど国のほうからお示しがあって、後で遡って遡及して対応するような形になりますので、国のほうからお示しがあつた段階で、園のほうと連絡しながら対応するというところでございます。（委員橋本幸一君「わかりました。結

構です」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございますか。

○委員（野崎伸也君） 75ページ、公立保育所運営事業の中で、千丁のみどり保育園のドームテント撤去のやつがあるんですけど、結構な金額なんですよ。そういった工事なのか。それが必要でつけてあつたと思うんですけども、それば撤去した後、じゃ、かわりに何かするのとかというようなことと、あと鏡保育園のほうでエアコン設置事業もありますよね。ほかの公立の保育園とかで未整備のところはないでしょうかというところ。

幼稚園はですね、今回、国のほうで手当てしていただいているんですけど、公立保育所とかでは多分ないと思うんですけど、未整備のところが、あれば、これはちょっといかなんというふうに思いました。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 千丁みどり保育園のドームテントの撤去につきましては、老朽化しまして、大変危険ということですね、今回撤去をするということになりましたが、撤去後はですね、日差しの、遮るような施設を新たに作るということになると思われます。

エアコンの設置につきましては、全園設置はされております。ただ、エアコンもやはり年数がたちまして、修理等必要になった場合ですね、買いかえとか、または修理とかが行われております。

以上です。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

引き続きなんですけれども、75ページ、私立保育所保育事業で、新規なんですけど、保育補助者の雇用の件で、今回から資格なしでもオーケーなんですよというようなことを説明をどっかで受けたと思うんです。これは法が変わっ

たということで認識、それでいいんですかね。  
今まで資格が必要でちょっとなかなか集まりが悪かったということで、集められないということで、多分緩和されてから、こういうふうになったと思うんですけど、そこら辺の経緯をお願いいたします。

○こども未来課副主幹兼保育係長（石本 淳君） 保育補助雇い上げ強化事業についてなんですけれども、委員おっしゃられましたように、資格なしの方を配置するというものでございますけれども、保育士の資格をお持ちの方を配置している場合は、その保育士の資格をお持ちの方の数をもとに、何歳児さんを何人受け入れられるとかいう計上をいたすのですけれども、保育補助者の方につきましては、この園児さんを預かるためのカウントはできないということになっておりまして、あくまでも保育士さんの離職を防ぐということで、保育士さんの負担軽減というところでの事業ということになります。

また、あわせまして、その後の保育士確保ということで、保育補助で2年お仕事をされた方につきましては、保育士資格国家試験の受験資格ができるということで、資格を取っていただいて、そして、保育士として仕事をしていただくというような趣旨の事業でございます。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） もう一回確認なんですけど、今回の事業で、資格なしでもオーケーというんですけど、保育自体はできないと。保育士の補助はできるというところでのよろしいんですよね。確認です。

○こども未来課副主幹兼保育係長（石本 淳君） 位置づけとしましては、保育士の補助ということでございます。単独で保育を実施していただくということではなくて、保育士さんと一緒になって、保育士さんの補助、お手伝いを

していただくというような位置づけでございます。

○委員（野崎伸也君） わかりました。ありがとうございます。

以上です。

○委員長（上村哲三君） もうありませんね。

○委員（野崎伸也君） はい。済いません。

○委員長（上村哲三君） あってよかったですよ。（笑声）

○委員（橋本徳一郎君） 77ページの生活保護のですね、扶助費が2200万削減されてるというところなんですけれども、この削減の理由と、利用者に対する影響というのはどういふふうになるかなと思ひまして、教えていただきたいと思ひます。

○生活援護課長（角 竜一郎君） 生活保護費が減額になっている理由でございますが、一番に大きな理由としましては、平成29年8月1日付で、国民年金の老齢年金の資格取得が25年300月から10年120月に変わったことがあげられます。生活保護の生活扶助費といいますのは、収入がなければ生活扶助費として満額、その人の年齢に応じた部分を出すという形になるんですけれども、収入が、年金の場合で2万円、3万円というふうにならなると、その分の生活扶助費は2万、3万減額するということになります。

ちょうどその資格取得の10年120月というふうになられた方が、実際手続をされるまでに90名近く生活保護受給者の方でおられました。新たに生活保護の申請をされる方ですとか、そういう方も合わせると100名前後の方がそれまで無年金だった形で、新たに年金を受給したという形で生活扶助費が減額ということになっておりますので、実際もらえる額は従前と余り変わらないような形になると思ひます。全体的には基準改定といいまして、生活保護費が連動して、年に1回は改定がございます

ので、その状況は国のほうの示された金額をもとに算定をして、生活扶助費に反映されるというようなことでございます。

以上でございます。

○委員（橋本徳一郎君） わかりました。

○委員（橋本幸一君） 今度、社協の指定管理が外れたということで、結局それぞれの福祉センターとか、福祉保健センターとかが直営になったわけですが、その差額というか、前年度の、ことし変わったことによる差額ということ、それからセンターの今度は管理運営というのは、市の職員が1人それぞれにつくわけですか。それはどのような形態になってるんですかね。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） まず、1点目の直営に伴います差額でございますけれども、大体約1500万程度……。〔委員橋本幸一君「トータルで」と呼ぶ〕

委託料のほうで減額になっているということになります。

あと、もう一つの直営に伴います、その体制になりますけれども、まず、その窓口に誰かを1人置くということになります、依然として、社協の支所はその施設内にとどまっておりますので、そこの窓口の業務をですね、社協のほうにお願いをするという形で、委託契約を結ぶ形でそこの施設の管理、窓口業務のほうをお願いしたいということで考えております。

○委員（橋本幸一君） 大体わかりました。

先ほど野崎委員が、結局人件費を100%賄うということで、その意義がというふうなことが、恐らく出てくるかと思うわけですね。で、しっかり、この社協の、地域のやっぱり福祉ということをですね。そこを社協がしっかり担っていることを、やっぱりこれからもですね、住民の皆さんにわかるような活動をしてもらうように、ぜひ行政等からもアドバイスをお願いしたい。これは要望です。

○委員長（上村哲三君） 要望でお願いします。

ほかにはございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で第3款・民生費についてを終了します。

小会します。

（午後2時38分 小会）

---

（午後2時46分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、第4款・衛生費について、健康福祉部から説明願います。

○健康福祉部次長兼福祉事務所次長（小林眞二君） 引き続きよろしくお願ひいたします。着座して説明させていただきます。

それでは、健康福祉部が所管します款4・衛生費につきまして説明をいたします。予算書7ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算の歳出でございますが、款4・衛生費で36億6186万4000円を計上いたしております。前年度と比較して2億178万2000円の減額となっております。そのうち、健康福祉部が所管いたしますのは項1・保健衛生費17億6142万3000円のうち、15億9987万8000円で、前年度比8851万2000円の減額となっております。

それでは、歳出の内容について説明します。

78ページをお願いいたします。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目1・保健衛生総務費で12億4064万8000円を

計上いたしております。前年度に比べ1億1903万7000円の減となっております。説明欄の2つ目、不妊治療助成事業252万9000円は、体外受精または顕微受精による不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊治療費助成金を給付することにより、経済的負担の軽減を図り、安心して子供を産み育てる環境づくりを推進するものです。

次の妊産婦健康支援事業9658万9000円は、安心して出産育児ができるよう、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査、保健指導などを行うもので、1人当たり最大14回の妊婦健康診査の熊本県医師会への委託料9220万2000円が主なものです。また、31年度より、早産のハイリスクの一因である感染症の予防のため、膣分泌物細菌検査及び妊婦歯科健康診査を新たに導入し、低体重児の出生を予防し、胎児の健全な発育を図ります。

次の養育医療給付事業1128万8000円は、母子保健法に基づき、身体の発達が未熟なまま生まれた子供が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、医療費の自己負担分を助成するものです。

次の乳幼児健康支援事業1877万9000円は、母子の健康の保持増進を目的に、生後4カ月までの全戸訪問事業、4カ月児、7カ月児、1歳6カ月児、3歳児のそれぞれの健診、こども発達相談などを行っており、八代市・郡医師会への健診委託料が主なものです。

次のこども医療費助成事業4億5940万2000円は、子供の疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成及び子育て支援を図るため、医療費の自己負担の全額を助成するものです。なお、本年10月より、対象年齢をこれまでの中学3年生15歳から高校3年生相当の18歳まで引き上げて実施予定としております。

次に、2つ飛びまして、千丁健康温泉センタ

ー管理運営事業3966万1000円は、温泉施設を活用した入浴・休憩及び健康づくりの場の提供を行い、市民の健康増進と福祉の向上を図るもので、燃料費1185万7000円、光熱水費476万8000円、温泉管理業務委託料1373万4000円が主なものです。

3つ飛びまして、健康増進事業1億496万7000円は、青壮年期からの健康づくりや、がんなどの生活習慣病の早期発見、早期治療を行うことにより、健康寿命を延ばし、市民の健康増進を図るもので、生活習慣病予防講演会の開催や、胃がん検診、肺がん・結核検診のほか、各種がん検診などを実施するもので、検診委託料8047万1000円が主なものです。

次に1つ飛びまして、フッ化物洗口事業326万7000円は、子供の虫歯の状態を改善し、生活の質の向上を図るため、県全体の取り組みとして、保育園、幼稚園、小中学校を対象に実施しており、フッ化物洗口液を用いてうがい等を行い、歯のエナメル質を強化し、虫歯予防を図るものです。

2つ飛びまして、健康づくり応援ポイント事業116万円は、市民の健康的な生活習慣の確立を図り、医療費適正化につなげるため、特定健診やがん検診などの受診、健康に関する講演会など、イベントへの参加に対しポイントを付与し、目標ポイント達成者のうち、抽せんで商品を贈呈するものです。

次に1つ飛びまして、産後ケア事業401万8000円ですが、新規事業といたしまして、産後初期段階の母子に対する支援を強化し、産後鬱の予防や新生児の虐待予防を図り、安心して子育てできる支援体制を確保することを目的に、産後間もない産婦の心身の状態を把握するための産婦健康診査を実施し、その結果などから必要とされる産婦に対し、宿泊して心身のケアや育児サポートなどが受けられるようにするものです。

次に、簡易水道特別会計への繰出金1億5131万2000円は、八代、坂本、東陽、泉地区における簡易水道事業に対し、法定の基準内の繰り出し及び歳入の不足分を繰り出すものです。

次の診療所特別会計への繰出金3193万5000円は、椎原、下岳、泉歯科診療所の運営に係る不足分を繰り出すものです。

次の水道事業会計への繰出金73万円は、企業債償還金の一部を繰り出すものです。なお、財源内訳の特定財源のうち、国県支出金6170万6000円は、子ども医療費助成事業や健康増進事業に対する県支出金などで、その他1988万4000円は、千丁健康温泉センター入館料などです。

79ページをお願いします。目2・予防費では3億5923万円を計上しております。全額各種予防接種事業で八代市・郡医師会等への委託料3億5360万4000円が主なものです。前年度に比べ3052万5000円の増額となっております。

予防接種は、病気の発生及び集団での蔓延を防止するための4種混合、麻疹風疹混合、日本脳炎等のA類疾病予防接種と個人の病気の発病、重症化を防止する65歳以上の高齢者に対するインフルエンザ及び高齢者肺炎球菌などのB類疾病予防接種があります。

今回新たに風疹予防追加的対策として、2360万9000円を計上し、風疹抗体保有率の低い世代の男性を対象に抗体検査を行い、抗体価が低い方に対し、麻疹風疹混合ワクチンの定期接種を実施いたします。特定財源として、妊娠希望者への風疹予防接種に対する県補助金54万円があります。

以上で健康福祉部所管の衛生費の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほど最後に説明された風疹予防の対策事業ですね。免疫が低い世代、何人ぐらいおられるかと思ひまして。

○委員長（上村哲三君） 大体指定された年代があったでしょう。

○健康推進課長（南 睦子君） 風疹の追加的対策の対象となりますのが、昭和37年4月2日生まれから昭和54年4月1日生まれの男性になりまして、1万2705名の方がいらっしゃいます。このうち、3年間でこれは実施しているものなんですけれども、31年度の対象としまして、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の男性5248名に対して、クーポン券のほうを送付いたしまして、希望者の方に抗体検査を実施いたしまして、抗体価が低い方に対して予防接種を行うものになります。

以上です。

○委員（橋本徳一郎君） 3カ年間で世代を分けてクーポン券を出されるんですね。私もちょっと対象の年代に入るもんですから、ちょっとその辺がどうかという思いもありましたので、確認しました。ありがとうございました。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（福嶋安徳君） 今の関連ですが、この風疹予防もですけれども、肺炎球菌の予防接種が今までしてありましたけど、それにまだ受けてない人が多々おられるというふうに聞いておりますが、そういった場合、これは延長して、これは肺炎の予防接種の助成は受けらるっつてすかね。

○健康推進課長（南 睦子君） 高齢者を対象としました肺炎球菌ワクチンの定期接種は、30年度で終了予定でしたけれども、それまでの間に未受診の方につきましては、31年度から35年度までの5年間の間に引き続き、年度末

年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳にある方を定期接種の対象とすることとされております。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） あくまでも、その年齢に限られるのですかね。65歳、70歳というその枠の中で受けるということになりますかね。

○健康推進課長（南 睦子君） 委員御質問のとおり、その年齢による接種となります。

以上です。

○委員（福嶋安徳君） 過ぎられた人はどうなるのでしょうか。間の4歳は受けられないんですか。

○健康推進課長（南 睦子君） 毎年毎年、その対象年齢になられた未受診の方につきましては通知をして接種を勧奨していくものになります。5年間にかけてですね。

○委員（福嶋安徳君） あ、5年間。そう、5年間にかけては受けられると。（委員鈴木田幸一君「5年越しだろ、な。5年間にかけてじゃなかったら」と呼ぶ）

あくまでも70歳は70歳にならないと……。

○委員長（上村哲三君） 南課長、今の説明、ちょっとわかりにくいと思う。もうちょっと……。 （委員橋本幸一君「今のならば、毎年ずつと来るまで、何か通知が来るみたいな誤解を招く……」と呼ぶ）

もうちょっと。（委員橋本幸一君「だけん、そんな年代が来んと、通知は来んということでしょう」と呼ぶ） ちゃんと言うて。

○健康推進課長補佐兼業務係長（竹下慎一君） 質問のほうにお答えいたします。

来年度31年度につきましては、初年度平成26年度に接種をされなかった方について、接種を勧奨するために予診票等を送付させていただきます。65歳到達者については、今回——ことし初めて65歳に到達される方になります

ので、あとは5年前に打たれなかった方が対象となりまして、その方についてはまた32年の3月31日までの間に打っていただくというような形になります。これがまた来年度につきましては、また1歳ずれて実施されますので、来年度は平成27年度に打たれなかった方が対象ということになってまいります。

○委員長（上村哲三君） まだわからんど。

○委員（福嶋安徳君） いえ……。

○委員長（上村哲三君） その間のいわゆる5年刻みがあるじゃないですか。その間の、じゃ、その対象の年度に当たらなかった人たちは受けられないんですかというような質問だった。わかった、質問の趣旨が。

○健康推進課長補佐兼業務係長（竹下慎一君） はい。

○委員長（上村哲三君） それを教えてください。

○健康推進課長補佐兼業務係長（竹下慎一君） 途中、26年度から30年度の間に受けてこられなかった方が、結局積み残しという形で残ってるんですけれども、接種されなかったということですね。

今後は、5年にわたって、5歳刻みの年齢に到達した時点で1年間の間に打っていただく。だから、また5年かけて同じように……。

（委員福嶋安徳君「あくまでも5年周期で」と呼ぶ）（委員鈴木田幸一君「5年ごとたい」と呼ぶ）（委員福嶋安徳君「でない、受けられない」と呼ぶ）

はい、そういうことになります。5年前に受けられなかった方が来年度で、また、再来年度は4年前に受けられなかった人というような形で、ずっと1年ごとにローリングしていくというような形になります。

○委員長（上村哲三君） 1年ごとに積み上がってはいくけど、そのまま……ということか。ややこしいな。

○委員（福嶋安徳君） ただ補助金が、肺炎球菌ワクチンを受ける補助金が受けられないということですかね。

○健康推進課長補佐兼業務係長（竹下慎一君） ワクチンの接種が、その年の方については限定されて、予診票もその方にしか送らないです。

○委員（福嶋安徳君） でも、年齢が高齢化にずっとなっていくますから、その前、70歳までに受けていない、70歳でそれまで受けてない人は、1年1年が心配じゃないですか。もしも肺炎になるという可能性というとは1年1年があるわけですよ。そういったことで、今の予防ワクチンが受けられないということですかね。

○健康推進課長補佐兼業務係長（竹下慎一君） そうですね。委員さんの御心配のことはわかるんですけれども、国の制度設計としては、今後5年間にわたって、5年前に受けていない方を対象とするということで、それまで対象になるまでは待ってください。もしくは自己負担で打たれるというような手だてもございますので、そういうような形で対応していただければと。もし御心配な方は全額自己負担で打つということも、それは可能でございます。ただ補助がないということでございます。

○委員（福嶋安徳君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（金子昌平君） 新規の産後ケア事業というところ、予算書は78ページですね。説明があったかなと思うんですけど、産後ケア事業の宿泊型というやつですね。施設はどのような施設だったでしたっけ。説明あったでしたっけ。

○健康推進課長（南 睦子君） 現在のところ、市内の産婦人科の病院、あるいは診療所の空きベッドを活用したところでの宿泊型のケア

を予定しているところです。（委員金子昌平君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（橋本徳一郎君） 関連していいですか。

その宿泊してる間の赤ちゃんというか、子供の面倒というか、もちろんお母さんが母乳を与えたりとかすると思いますけど、そのほかのちょっと休憩とか、そういうのはどういうふうな形にされるかなと思ひまして、教えてください。

○健康推進課長（南 睦子君） この産後ケア事業につきましては、産後退院直後で家族等から十分なサポートが得られない母子を対象に、施設に宿泊させ、心身のケア及び育児サポートを行うものになりますので、母子と一緒に宿泊するというような形のものになります。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ちょっと足らんね。

○委員（橋本徳一郎君） そうですね。

○委員長（上村哲三君） 少し足らなかったね。

○委員（橋本徳一郎君） 2人だけで過ごすとか、ちょっとした目を、——自分の用事を済ませたいときに子供の面倒を見たりとか、そういうときにみたりする人はいるのかどうかという部分がちょっと聞きたいんですけども、わかりませんか。

○委員長（上村哲三君） 当然いるだろう…。そこまでするんだったら。質問わかった。

○健康推進課長（南 睦子君） あくまでも、施設に宿泊しての心身のケア及び育児サポートになりますので、その間見ていただくスタッフとしては病院のスタッフの看護職になるかと思われま。

以上です。（委員橋本徳一郎君「ありがとうございます」と呼ぶ）

○委員（橋本幸一君） 1月にですね、管外視察に行ったときに非常に感動したのが、やっぱ

り妊婦さんが、おなかに赤ちゃんを持たれたときから、それからずっとやっぱり生まれて、それから子供、赤ちゃんからある程度就学前まで、行政が非常に寄り添って、やっぱりその辺の子育て支援にやっぱり携わっておられた自治体があったのですが、これを見ていると、だんだんやっぱりそういう自治体に、今回はこの八代の事業が新規事業の中で取り入れられるなどということ、まず第一に感じたわけです。

この先ほどの産後ケアについては、非常に何か鬱になるリスクが高いそうですね、妊婦さんというのは。そういう人たちがいかにやっぱり早く発見してあげるかということが非常に重要かと思うわけですが、その結局、対象者の見つけ方というか、それはどうされるのか。

○健康推進課長（南 睦子君） 産後鬱のですね、早期に発見するという事に関しましては、今回、産後ケア事業の中に入っております産婦健康診査というものでですね、実施をいたします。

この事業につきましては、産後間もない全産婦を対象に、母体の身体的機能回復等や精神状態把握のための問診及び診察を行うものになりまして、10月からの開始を予定しております。原則として、この健診は産後2週間前後の受診を勧奨してですね、1人当たり上限1回分の5000円を助成するものとなります。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 非常に精神状態を把握するという事は、やっぱり専門の方やないとなかなか難しいかなという思いがするんですが、それについてもその対策というとはされておられるのでしょうか。

○健康推進課長（南 睦子君） 産後健診の内容といたしまして、医師による問診、診察、体重、血圧測定、尿検査、それから、鬱を早期に発見しますエジンバラ産後鬱質問票というのがあるんですけども、それと事後指導、速やか

な健診結果の報告というようところで実施するようものになっております。

現在、産後1カ月健診の中でもですね、取り入れられておりますけれども、これを早期に実施するというところで、産後2週間前後に勧奨して実施していくものです。（委員橋本幸一君「結構です」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 関連なんですけど、これについては、一般課税世帯については自己負担というのを求めるというふう聞いておりますけれども、自己負担って、どれぐらいを考えておられますか。

○健康推進課長（南 睦子君） 産婦健診につきましては、1回分5000円を上限として助成をするというものになります。宿泊型産後ケアの利用につきましては、2割相当の金額を考えているところになります。

○委員長（上村哲三君） 2割相当は、何が2割相当、補助、手出しですか。

○健康推進課長（南 睦子君） 自己負担分が2割相当ということになります。

○委員長（上村哲三君） そこを言うてくれんとわからんよ。

○健康推進課長（南 睦子君） 済みません。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

あとですね、これが10月から開始予定ということで聞いてるんですが、何で4月からしないんですか。

○健康推進課長（南 睦子君） なかなか4月からの実施は医療機関との調整等が難しいような状況ですので、初年度につきましては10月からということで予定をしております。

以上です。（委員野崎伸也君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにございますか。ないですか。

○委員（野崎伸也君） 聞いてよかですか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 濟いませぬ。78ページだと思ひます。こども医療費助成事業で、今回から18歳年齢相当までということで拡大をされます。で、例えばなんですけど、18歳つてなれば、例えば、大学進学とかで八代じゃなくて東京とかに行っておられる方とか、いろんなどこに行かれる方がもしかしたらいるかと思うんですよね。18歳のままで、まだ、多分。で、そういう方について住所をですね、移してもらえば、別に何じゃないと思うんですけども、移さずに行かれてる方についても、例えば、東京に行ってる方が東京で受診されたものについても、それも補助するっていう対象になるんですか。そういうのあり得ますか。

○理事兼こども未来課長（田中かおり君） 今の御質問ですけども、当時市民だった方が、大学等でよそに、県外に行かれて住所を移された場合……。 （委員野崎伸也君「移されてない…」と呼ぶ）

移されてない場合ですね。住所移ってない場合は、対象となります。助成の対象となります。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 少し補足ですけども、この後また条例改正の部分で詳しい説明はございますけど、対象年齢が18歳になった年の3月31までということになっておりますので、基本大学生等は……。

（委員野崎伸也君「なった年の3月か……。ああ、じゃ、あり得んね」と呼ぶ）

対象にはならないと。

○委員（野崎伸也君） ならないですね。あり得ない。わかりました。いろんな場面も多分想定してから、いろいろ制度設計されてると思ひますんで。

ちょっと別でまたよろしいですか。

○委員長（上村哲三君） はい。

○委員（野崎伸也君） 78ページだと思ひます。千丁の健康温泉センターの関係なんですけども、管理のほう委託されていますけども、委託はどこが受けられているかということと、入浴料ですかね、収入のほうはどれぐらいあるのか、ちょっとお聞きします。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） まず1点目の委託につきましてですけども、こちらにつきましては、主にビル管理とかを行います民間の業者さんのほうにお願いをしております。これは、指定管理ということではなくて、通常のいわゆる業務委託を行っているところになります。（委員野崎伸也君「どこ、言えないの」と呼ぶ）

業者名ですかね。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）

業者名はですね、株式会社大環というところが受けております。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）

あと2点目の入館料につきましては、年間大体1500万弱。今回の予算でいきますと、1489万7000円が温泉の入館料、これは主に入浴料ということになります。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

濟いませぬ。別なんですけども、79ページかな、各種予防接種事業というのがあるんですけども、以前ですね、これに多分あったと思うんですけど、子宮頸がんのワクチンのやつが、これにあったのかなと思うんですけど、これはやっぱり今はなくなってるのかな、どうなのかなというのがありまして、あと、後遺症の関係、国のほうで、最初は推進されてたんですけど、いろんな後遺症が非常に多く——まあ、多くというわけじゃないんですけど、出て、それから接種のほうをやっぱり控える方が多くなってきたというのがありますし、八代市としての、例えば、この中に書いてないんですけど、入っているということであれば、それを推奨されると

いう八代市の……。〔「入っとる」「入っとるばい」と呼ぶ者あり〕入っている。〔「うん」と呼ぶ者あり〕理由というかですね。〔「健康増進事業で」「頸がん入っとっ」と呼ぶ者あり〕検診は多分入っとると思うんですよ。ワクチンは多分、接種は別と思うとたいね。〔「ああ、検診な」と呼ぶ者あり〕うん。ワクチン接種のほうで……。〔「検診が入っとる」と呼ぶ者あり〕そこに八代市として、子宮頸がんワクチンについてどのように、後遺症を含めてですね、どのような見解を持つてるのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） 南課長、わかる。稲本さん、わかる。答えて。

○健康推進課長補佐（稲本京子君） 子宮頸がんワクチンにつきましては、厚労省のほうからの通達もありまして、市としましては、積極的な勧奨はしてありませんが、御家族の希望により、今も実施しております。数は少ないんですけど、実績に応じて来年度も一応8万4000円分は子宮頸がんワクチンのほうも予定に上げております。（委員野崎伸也君「予防接種事業に入っとる……」と呼ぶ）

濟いません。16万6000円が予算化しております。

○委員長（上村哲三君） 何人。対象の何人ぐらいを大体予測しているかも。

○健康推進課長補佐（稲本京子君） 予定は今10人分です。

○委員長（上村哲三君） ああ、そげん要っとばいね。野崎委員よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） もういっちょよかですか。

○委員長（上村哲三君） どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 濟いません、78ペー

ジです。フッ化物洗口事業です。これは多分、小中——幼稚園、保育園もそうだと思うんですけども、対象者数に対して実施されていない方がどれだけおられるのかということと、洗口員の——つくる方、配達まで多分されるんだっと思うんですけど、まず、どういった方が今されているのかということと、もう結構、数年実施されてるんで、そろそろこれを始めて効果がどれだけ出てきてるんですよとかって言うのが言えるような数字が出てきてるのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○健康推進課長（南 睦子君） 委員御質問の保育園、幼稚園での園児に対する希望者数というところでよろしかったでしょうか。（委員野崎伸也君「保育園、幼稚園、小学校、中学校、全部やってるんでしょう」と呼ぶ）全部の部分です。（委員野崎伸也君「はい」と呼ぶ）保育園と幼稚園につきましては、現在、実施園数はふえてるんですけども、総数でいいますと、園児数2010人に対して、希望者数が973人というところで50%に満たないような状況になります。これは、人数につきましては、30年の4月当初での人数になります。

あと小学校、中学校につきましては、全校で実施しておりますけれども、小学校の児童数6412人に対して、希望者数が6104人で、実施率が95.2%ということになります。中学校につきましては、3008人の生徒数、希望者が2750人で希望者率が91.4%という状況です。

フッ化物洗口の効果というところで、2点目はよろしかったでしょうか。（委員野崎伸也君「2点目は、洗口員の方はどのような方がされていますか」と呼ぶ）洗口員……。委員野崎伸也君「つくる方」と呼ぶ）洗口員につきましては、2名ほど雇用しておりますけれども、特に資格は要りませんので、女性の方2名で対応していただいているような状況です。現在のと

ころ。(委員野崎伸也君「いいですよ」と呼ぶ)

○委員長(上村哲三君) 効果は聞かんでよか。

○委員(野崎伸也君) 効果は聞きます。

○委員長(上村哲三君) 聞いたろ、さっき。

○委員(野崎伸也君) 効果は聞きました。3点目が効果。もうそろそろ出てるんじゃないですか。

○健康推進課長(南 睦子君) 3点目の効果につきましては、就学前での実施につきましては、現在では半数ぐらいの園で実施されてるんですけども、最近そのような状況になりましたので、今のところ、効果のほうは出てないというふうに言ったほうがいいのかもかもしれません。効果を見る指標が、12歳児の1人平均虫歯の本数で見るとですけども、八代市は国県より値がですね、29年の12歳児の1人平均虫歯数でいいますと、国が0.82本であるのに対しまして、県が1.06本、八代市は1.76本ということで、28年が1.61本だったんですけども、増加に転じているような状況です。

ですので、今後、就学前の実施率が向上することと、あと小中学校でも全校で実施してますけれども、それぞれの学校での実施回数が違っておきますので、そこらあたりをふやしていただいて、効果につなげていただくようなことを、現在、教育委員会と一緒に取り組んでいるところです。

○委員(野崎伸也君) わかりました。効果がまだ今のところ出てないというか、逆にということもありましたし、その分析もされてて、今後の対策もですね、今述べていただいたんで、ぜひ取り組みを強化されてください。終わりました。

○委員長(上村哲三君) ほかにありませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) じゃ、意見もないようですので、なければこれより採決いたします。

議案第4号・平成31年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

(午後3時24分 小会)

(午後3時26分 本会)

◎議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(丸山智子君) 国保特別会計の説明の前に、平成31年度健康福祉部所管特別会計関係予算の編成に当たりましての部長総括を申し上げます。着座にて申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計です。

平成30年度から国保の都道府県化がスタートし、県との共同により運営を行っております。本市の国保事業といたしましては、平成27年度以降、赤字が続いており、29年度は単年度収支で約1億円の黒字を確保できましたものの、依然として約4億円の赤字を抱えている状況です。2026年度までに赤字を解消する財政見通しを立てておりますが、今後も厳しい

運営が続くと考えています。医療費の伸びを抑制するため、特定健診、特定保健指導による生活習慣病の重症化予防など医療費適正化の取り組みと収入の安定的確保へ向けた適正な資格管理や収納対策など、国保財政の健全化に向け、地道に取り組んでまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

被保険者数は年々増加しており、2025年には団塊の世代が全て後期高齢者医療の対象となり、急激な被保険者の増加とそれに伴う医療費の急増が見込まれるため、被保険者の健康保持増進事業に力を入れて取り組み、医療費の適正化を図ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険特別会計です。

今年度から第7期介護保険事業計画に基づき事業を行っていますが、次期計画となる第8期計画の策定に向け、来年度はニーズ調査などの基礎調査を行う予定としております。後期高齢者医療同様、高齢者数の増加に伴い、要支援・要介護認定者数の増加や介護給付の増加が見込まれます。

今後も健全な財政運営を維持していくため、介護予防や自立支援の取り組みを通じて、介護給付費の伸びの抑制に努めるとともに、基本目標である地域包括ケアシステムの推進に向け、医療介護の連携を進めてまいります。

最後に、診療所特別会計です。

人口減少により過疎化・高齢化が進む五家荘地区を初めとする泉地区におきましては、身近な場所で医療サービスが受けられる診療所の存在は非常に重要であり、今後、医師の確保がますます困難になることも予想されますが、引き続き地域住民に安定的に医療を提供できるよう努めてまいります。

以上で、平成31年度特別会計関係予算の部長総括といたします。

それでは、議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算につきまして、岩瀬

国保ねんきん課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課の岩瀬でございます。よろしく願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

別冊となっております平成31年度八代市特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億7243万1000円といたしております。

第2条で債務負担行為の設定を行っております。その内容は8ページになりますが、8ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の表でございます。1項目め、納税通知書等の印刷・封入封緘等業務委託、2項目め、国民健康保険証作成経費、3項目め、国民健康保険税等コンビニ収納事務委託につきまして、いずれも2020年度早々に業務を開始することから、2019年度中に業者の選定、契約などをする必要がありますので記載のとおり期間と限度額を設定しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出ともに合計の比較の欄に表示しておりますように、前年度比3億4044万3000円、率にしまして1.9%の減となっております。今回の予算は、平成30年度に比べますと、国保の都道府県化移行後2年目を迎えて、国保事業費納付金が約3億円減少しているのが特徴でございます。増減の主なものですが、歳入につきましては、右側の比較の欄で款1・国民健康保険税で4億4765万8000円の減、款4・繰入金で1億5508万

2000円の増となっております。

歳出につきましては、中ほどの比較の欄で款3・国民健康保険事業費納付金が2億9975万2000円の減となっております。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものについて説明いたします。16ページをお願いいたします。

まず、款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では2億884万8000円を計上しております。説明欄に記載しておりますが、職員19人分の人件費1億4455万1000円や、国民健康保険事務事業として被保険者証及び納付書の発行、レセプト点検などに要する費用6429万7000円でございます。

次に、目2・連合会負担金の561万8000円は、国民健康保険団体連合会の共同事務に対する負担金でございます。

17ページの項2・目1・運営協議会費の41万7000円は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を御審議いただく国民健康保険運営協議会の委員報酬などでございます。

次に、款2・保険給付費、項1・療養諸費でございます。目1・一般被保険者療養給付費106億6207万9000円と、目2・退職被保険者等療養給付費4157万円は、被保険者の医療機関での受診に係る医療費について、医療機関の窓口での自己負担額を差し引いた額で、保険者が負担すべき費用でございます。

目3・一般被保険者療養費の7988万8000円と、目4・退職被保険者等療養費62万7000円は、医師の同意を受けた鍼灸施術やコルセットなどの治療用装具を購入した際など、一旦10割を支払った後に被保険者へ現金給付するものでございます。

目5・審査支払手数料の3368万2000円は、医療機関等からの診療報酬明細書、いわゆるレセプトの審査と支払いに関する手数料で約63万5000件を見込んでおります。これ

らを合わせまして、計の欄で108億1784万6000円。前年度と比べまして6281万9000円、0.6%の減を見込んだところでございます。

18ページをお願いいたします。

項2・高額療養費、目1・一般被保険者高額療養費16億円と、目2・退職被保険者等高額療養費782万4000円は、自己負担額が高額となった場合、限度額を超えた分を支給するものでございます。

目3・一般被保険者高額介護合算療養費55万円と、目4・退職被保険者等高額介護合算療養費1万円は、医療保険と介護保険の自己負担の1年間の合計額が基準額を超える場合、被保険者の負担を軽減するために支給するものでございます。これらを合わせた計の欄で16億838万4000円。前年度と比べて2287万円、1.4%の増を見込んだところでございます。

次に項3・移送費、目1・一般被保険者移送費100万円と、目2・退職被保険者等移送費1000円は、緊急その他やむを得なかったことにより、病院に移送されたときなど保険者が必要であると認める場合に限り、支給するものでございます。

19ページの項4・出産育児諸費、目1・出産育児一時金では6090万円を計上しております。国保加入者が出産されたときに、子供1人につき40万4000円、産科医療補償制度加入機関での出産の場合は42万円を支給するもので、145件分を見込んでおります。

次に、項5・葬祭諸費は、葬祭費の支給に関する費用として460万円を計上しております。国保加入者が亡くなられたときに、その葬儀を行った方に対して1件当たり2万円を支給するものでございまして、230件分を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

款3・国民健康保険事業費納付金、項1・医

療給付費分、目1・一般被保険者医療給付費分で33億5300万円、目2・退職被保険者等医療給付費分で260万円を、また、次の項2・後期高齢者支援金等分、目1・一般被保険者後期高齢者支援金等分で9億200万円、目2・退職被保険者等後期高齢者支援金等分で70万円を、さらに21ページにございます項3、目1・介護納付金分で3億2000万円を計上しております。これは、県が県全体の保険給付費を推計し、各市町村の医療費水準、所得水準などから決定した納付金でございます。前年度と比べまして合計で2億9975万2000円、6.14%の減でございます。減額となった主な要因としましては、県の歳入のうち、前期高齢者交付金の増額の影響によるものでございます。

次に、款4、項1・共同事業拠出金、目1・その他共同事業費拠出金80万4000円は、国保連合会が事務局となって共同で行うテレビ・ラジオCM、広報事業などへの拠出金等でございます。

次に、款5、項1・保健事業費、目1・疾病予防費では5829万8000円を計上しております。

内訳でございますが、右側の説明欄のとおり、医療費適正化推進事業として、レセプト点検体制の充実強化やジェネリック医薬品の使用促進など、国保ねんきん課分で552万7000円。特定健診未受診者対策として、管理栄養士2名分の賃金のほか、糖尿病性腎症重症化予防対策として、アルブミン尿検査や保健医療連携推進会議等、健康推進課分で769万5000円を計上しております。また、国保保健指導事業としまして、重複頻回受診解消のために訪問指導を行う保健師1名にかかる経費等で239万1000円を計上しております。

引き続き、22ページを開いていただきまして、説明欄のところですが、疾病予防事業で

は、人間ドック情報提供事業や国保連合会共同電算委託料でありますとか、はり・きゅう等助成事業、また人間ドック・脳ドック助成事業など各種取り組みに4268万5000円を計上しております。

次に、項2、目1・特定健康診査等事業費では1億179万9000円を計上しております。事業の内訳は、右側の説明欄に記載のとおり、特定健診事業で8615万1000円、特定保健指導事業で1564万8000円でございます。この特定健診事業は、40歳以上の国保加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査、特定保健指導事業は、特定健診の結果、生活習慣の改善が必要な対象者に保健指導を行う事業でございます。節の区分のうち、主なものといたしまして、節13・委託料9300万9000円は、特定健診事業における健診委託や特定保健指導事業における動機づけ支援・積極的支援業務委託などでございます。平成31年度の特定健診につきましては、受診率40%を目標としておりますので、周知啓発を強化するとともに、健診対象となる40歳の個人負担無料化や新たに医療機関と連携した特定健診同等検査の情報提供事業を予定しているところでございます。

23ページの款6・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金のうち、目2・一般被保険者還付加算金1529万6000円及び目3・退職被保険者等還付加算金28万8000円は、社会保険加入や転出等により、国保の資格を遡及して喪失した場合など、納め過ぎの保険税をお返しする還付金と加算金でございます。

次の款7、項1、目1・予備費は、1000万円を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。恐れ入りますが、予算書の12ページにお戻りください。

款1、項1・国民健康保険税でございます

が、目1・一般被保険者国民健康保険税30億9218万7000円、目2・退職被保険者等国民健康保険税426万8000円を計上しております。それぞれ節区分の1から3までは現年課税分、4から6までは滞納繰越分でございます。

13ページ上段の本年度計の欄、国民健康保険税の合計としましては、30億9645万5000円としております。平成30年度当初予算と比較しますと、4億4765万8000円、12.63%の減少となっております。国保の都道府県化により、県への国保事業費納付金の納付を賄う財源となるもので、先ほど歳出側で御説明いたしました納付金の減額によりまして必要となる税収を見込んだものでございます。

次の款2・使用料及び手数料、項1・手数料、目1・督促手数料は300万円を予定しております。

次の款3・県支出金、項1・県負担金・補助金、目1・保険給付費等交付金では、127億9320万6000円を計上しております。前年度と比べて4687万8000円の減となっております。内訳としましては、節1・普通交付金が123億9354万9000円、節2・特別交付金が3億9965万7000円でございます。普通交付金は、主に保険給付費に係る全額交付分。特別交付金は、これまでの国県特別調整交付金と同様のものや、保険者努力支援などへの交付金でございます。

14ページをお願いいたします。款4・繰入金、項1、目1・一般会計繰入金では、15億5046万円を計上しております。内訳としましては、節1・職員給与費等繰入金2億1497万7000円は、人件費や被保険者証の発行・郵送等に要する費用としまして、節2・出産育児繰入金4060万円は、出産育児一時金の3分の2相当額として、節3・保険基盤安定

繰入金10億4381万6000円は、一般被保険者の低所得世帯における保険税軽減分に係る財源補填分として、節4・財政安定化支援事業繰入金2億4636万7000円は、国保財政の健全化や税負担の平準化のため、低所得世帯や病床数が多いなど地域の特性に基づき、それぞれ繰り入れるものでございます。また、節5・その他一般会計繰入金470万円は、こども医療費助成事業に係る国庫支出金減額に伴う補填分として繰り入れるものでございます。

次に款5・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料、目1・一般被保険者延滞金600万円及び目2・退職被保険者等延滞金1000円は、国税の滞納に対する延滞金でございます。

15ページの上段の表を飛ばしまして、下段の項3・雑入、目1・一般被保険者第三者納付金2329万8000円、目2・退職被保険者等第三者納付金6000円は、国保加入者が交通事故等で第三者行為の被害者となられた場合、治療のため一時的に国保を使用された分について加害者から徴収する第三者求償額でございます。以上が歳入の主なものでございます。

平成30年4月からの国保都道府県化によりまして、国庫支出金の項目がなくなるなど、財政運営の仕組みが大きく変わりましたが、将来にわたって持続可能な国保制度を維持するためには、財政健全化が喫緊の課題でございますので、県へ納付する国保事業費納付金の財源確保及び赤字の解消を図るため、税収の確保を図りながら、医療費適正化による医療費総額の抑制に取り組んでいるところでございます。

以上、議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 歳入で国保保険税が

かなり減額もされてますけども、これ、1世帯当たり、何かかなり減額が、それぞれの世帯に対してどういうふうな影響があるのかなというのと、歳出に関して、ちょっと歳入に合わせたような感じもしないでもなかったものですから、その分の算出が、レセプトをもとに算出されたものだとは思いますが、ちょっとその辺の根拠をですね、教えていただきたいと思いません。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保税の今年度の歳入予算額につきましては、一番の要因としましては、歳出側の事業費納付金、県に納めます事業費納付金の減額が一番大きな要因でございます。これによりまして、事業費納付金が3億円ほど減額されておりますので、その影響で国保税収の予算としましては、4億円ほどですね、減額をしているということでございます。

ただし、国保会計上ですね、赤字等がございませんでしたら、それに応じて国保税の見直しなどですね、行うところではございますが、現在、赤字を抱えておりますので、国保税率等につきましては、平成30年度の税率をそのまま移行させていただくと。同率で31年度もいかせていただくというところで考えております。

○委員（橋本徳一郎君） 実際歳出の分は、納付金のことということですけど、レセプトによる実績に合わせてという計算ではないということですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保税の算定に当たりましては、当然ですね、医療費の動向に基づいて国保税が算定されるわけですので、その分については平成30年度から都道府県化されておりますので、県全体での動向に沿っていくということになっておりますので、それに応じての税収の見込みということでさせていただきます。

○委員（橋本徳一郎君） 実際の医療費に不足

するとよくないなと思ったものですから、ちょっとレセプトというかですね、実績に基づいた数字もあったほうがいいのかと思ったんですが、県の算出ということで、細かいデータが電算で上がってるっていうので、かなりの部分で信頼できる数字なんだと理解します。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 意見でよろしいですね。

○委員（橋本徳一郎君） 意見です。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（橋本徳一郎君） 先ほどもちょっと言いましたけども、減額分、そういった分もですね、少しでも、実際に赤字会計というのもありますけども、実際の世帯に対しての見える形ですね、減額というふうな配慮もお願いしたいなと思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・平成31年度八代市国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号・平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第6号・

平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第6号・平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、岩瀬国保ねんきん課長が御説明申し上げます。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 国保ねんきん課、岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

それでは、特別会計予算書の35ページをお願いいたします。議案第6号・平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条で歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ18億1928万2000円といたしております。

第2条で債務負担行為の設定を行っております。その内容は37ページをお願いいたします。37ページの下表、第2表、債務負担行為の表でございます。西暦2020年度の後期高齢者医療保険料等コンビニ収納事務委託について、2020年度初日から業務を開始するため、2019年度中に契約相手方の選定などを行う必要がありますので、記載のとおり期間と限度額を設定しております。

次に41ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書でございますが、歳入歳出ともに合計の比較の欄に示しておりますように、前年度比5764万7000円、3.3%の増となっております。増減の主な内容でございますが、上段の歳入、一番右の列、比較の欄をごらんください。款1・後期高齢者医療保険料で7239万4000円の増、次に2つ飛ばしまして、款4・繰入金で1821万1000円の減、なお2つ飛ばしまして国庫支出金は平成30年度のみ事業で、平成31年度は歳入の予定はございません。

次に下段の歳出につきましては、表の中ほどにあります比較の欄で、款1・総務費で240万1000円の減、款2・後期高齢者医療広域連合納付金は5555万3000円の増、次に款3・保健事業費で457万円の増でございます。

それでは、内容につきまして、歳出から主なものについて御説明いたします。46ページをお願いいたします。

款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費6107万3000円は、主に広域連合への派遣職員2名を含む職員8名分の人件費のほか、被保険者の資格に関する届け出の受け付けや、被保険者証送付に係る郵便料など、被保険者証の交付に要する経費でございます。

次に、下の表、項2、目1・徴収費706万5000円でございますが、こちらは保険料の徴収事務に要する経費で、主に臨時職員の賃金や納付書、封筒などの印刷製本費及び郵便料でございます。前年度比192万1000円の減額は、職員の育児休業に伴います臨時職員1名分の賃金の減等によるものでございます。

47ページの款2、項1・後期高齢者医療広域連合納付金、目1・被保険者保険料納付金12億109万5000円は、被保険者から納付された保険料を広域連合へ納付するものでございます。被保険者数の増加や保険料軽減特例の見直しにより、前年度比7239万4000円の増を見込んでおります。

次に、目2・保険基盤安定分担金5億851万5000円は、保険料軽減分を補填するもので、県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担し、広域連合へ納付いたします。保険料軽減見直しによる軽減額の減により、前年度比1684万1000円の減を見込んでおります。

次に、款3・保健事業費、項1、目1・健康保持増進事業費3553万1000円につきましては、説明欄の国保ねんきん課分1131万

1000円がはり・きゅう等助成事業及び補助事業を活用した戸別訪問による健康相談事業でございます。また、健康推進課分2422万円が、広域連合の受託事業である高齢者健診及び歯科口腔健診に係る委託料等でございます。前年度比457万円の増は、健診受診者の増を見込んだものでございます。

48ページをお願いいたします。款4・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金は、保険料の過誤納に伴います還付金及び還付加算金でございます。合わせて500万3000円でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入ですが、恐れ入りますが戻りまして、42ページをお願いいたします。

まず、款1、項1・後期高齢者医療保険料でございますが、年金からの差し引きにより保険料を納めていただく特別徴収保険料が8億1406万8000円、納付書または口座振替により保険料を納めていただく普通徴収保険料が3億8702万6000円、合計で12億109万4000円を見込んでおります。前年度比7239万4000円の増は、保険料軽減特例の見直しによるものでございます。なお、平成31年1月末現在の被保険者数は2万2807人となっており、後期高齢者医療制度が開始された平成20年度と比較しまして、約3000人、15%ほど増加しております。

1つ飛ばしまして、款3・広域連合支出金、項1・広域連合補助金、目1・保健事業費補助金221万5000円は、説明欄にございます長寿・健康増進事業費補助金を広域連合から受け入れるもので、補助率は10分の10でございます。

次に、43ページの款4・繰入金、項1・一般会計繰入金でございますが、まず、目1・事務費繰入金7502万7000円は、職員の人件費や保険料の徴収などに要する経費として繰

り入れるもので、前年度比137万円の減でございます。

次の目2・保険基盤安定繰入金5億851万5000円は、広域連合へ支出する保険基盤安定負担金分として一般会計から繰り入れるもので、負担金の減額により、前年度比1684万1000円の減でございます。

44ページをお願いいたします。

款6・諸収入、項2・償還金及び還付加算金で、目1・保険料還付金493万5000円と、目2・還付加算金6万8000円は、保険料の過誤納付に伴う還付金と還付加算金の全額を広域連合から受け入れるものでございます。

1つ飛びまして、項4・受託事業収入、目1・後期高齢者医療広域連合受託事業収入2621万6000円は、高齢者健診や歯科口腔健診に対する広域連合からの受託事業によるものでございます。

以上で議案第6号・平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 保険基盤安定繰入金が減額になっているのは、ちょっとどういった理由でですか。

○国保ねんきん課長（岩瀬隆敏君） 平成31年度から後期高齢者医療保険の保険料の減額の特例がございましたが、その特例部分の見直しが始まりますので、それによりまして減額部分が縮小するというので、その基盤安定分担金の分は、その減額部分に相当する負担金ということになりますので、それが特例の見直しによって減額されるということでございます。

（委員橋本徳一郎君「わかりました」と呼ぶ）

○委員（橋本幸一君） 健康推進課で健診等で2422万円ですか、これ、健診というのはどのような健診で、また、どのような周知でされ

るわけですか。

○健康推進課長（南 睦子君） 健康推進課の南でございます。委員御質問の健診につきましては、高齢者の医療確保に関する法律に基づきまして、被保険者の健康の保持増進を図ることを目的に、75歳以上または65歳以上で一定の障害があると認められた人を対象に、広域連合から委託を受けて、高齢者健診を実施しております。

健診の内容につきましては、医科健診としまして、身体測定、理学的検査、血液検査、尿検査、血圧測定、医師の判断により眼底、心電図検査を実施しております。それと、歯科健診としまして、歯周病の健診とかみ合わせ等の口腔機能検査のほうを実施しているところです。

以上、お答えいたします。

○委員（橋本幸一君） これ、公的医療機関で健診はされるんですか。周知っていうのはどのような方法で。

○健康推進課長（南 睦子君） 周知につきましては、健康増進事業によるがん検診や、あと特定健診等ありますけれども、そちらのほうは複合健診や巡回健診、あと医療機関での個別健診というような形で実施しておりますが、例年2月の広報紙の中に折り込みを入れておりますし、あと地域に出まして、周知のほうもしておりますし、それとあとは例えば、30年度に健診を受けられた方につきましては、次年度も受けられるというようなところで受診券を送付して受診勧奨のほうを促しているような状況にあります。

以上です。

○委員（橋本幸一君） 医療機関は、どちら。指定の医療機関あるんですか。

○健康推進課長（南 睦子君） 医療機関健診につきましては、八代市医師会・郡医師会のほうと委託をしております、実施する機関のほうは決められておりますけれども、そちらにつ

いても周知のほうはしてるところです。

○委員（橋本幸一君） 国保対象者は何か結構目立った周知法で、国保の世帯に案内が来たりとかしてるけど、この後期高齢者の皆さんの健診というのは、そういう方法じゃないわけですね。一般のあれと一緒にですか。

○健康推進課長（南 睦子君） 周知につきましては、一般の健診と同様に……。〈委員橋本幸一君「のほうと一緒に……。ああ、そうですか」と呼ぶ〉

はい。同じ健診項目の中に……。〈委員橋本幸一君「同じ日に」と呼ぶ〉

はい。〈委員橋本幸一君「ああ、わかりました。どうもありがとうございます」と呼ぶ〉

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 質疑を終了します。  
意見がありましたら、お願いします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第6号・平成31年度八代市後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号・平成31年度八代市介護保険特別会計予算

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第7号・平成31年度八代市介護保険特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第7号・平成31年度八代市介護保険特別会計予算につきましては、長寿支援課、鶴田課長が御説明申し上げますので、よろしく願います。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） こんにちは。長寿支援課の鶴田でございます。よろしく願いいたします。

私から議案第7号・平成31年度（2019年度）八代市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。恐れ入りますが、着座させていただきます。

資料は予算書の57ページ、平成31年度（2019年度）八代市介護保険特別会計予算にて御説明いたします。それでは、予算書の60ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億4547万7000円と定めております。

次に62ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為におきまして、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を定めております。主なものといたしまして、表の2項目めの第8期八代市介護保険事業計画等策定支援業務委託でございますが、これは西暦2021年度から3年間の介護保険事業計画等の策定に係る業務委託に要する経費につきまして、2019年度から2020年度までの2年間の限度額として688万6000円を設定しております。また、3項目めの介護認定支援システムのリース経費及び4項目めの地域包括支援センターの運営委託費につきましては、本年10月から実施が予定されております消費税増税に対応するものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

介護保険特別会計予算に関する説明書で歳入・歳出の内容につきまして御説明いたします。恐れ入ります65ページをお願いいたします。

1、総括でございますが、歳入歳出それぞれ前年度比4266万6000円の減となっております。これは、第1款・総務費におきまして、30年度に計上いたしました介護認定支援

システムの更新に係る導入経費が31年度は不要となる影響による認定調査費の減、それと第2款の介護サービスに対する保険給付費の減が主な要因でございます。

先に歳出から御説明させていただきます。飛びますが、73ページをお願いいたします。

歳出でございます。まず、この表の真ん中のほうの上のあたりでございますが、本年度予算額の財源内訳がございまして、その中にあります左から3番目の繰入金でございます。これは一般会計からの繰入金のことでございます。また、その隣の事業収入は、第1号被保険者の保険料、分担金及び負担金、使用料及び手数料、支払基金交付金などがございます。

それでは、歳出の主なものについて御説明いたします。

まず、款の1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費に2億2630万6000円を計上しております。内訳は、一般職31人分の人件費2億1619万9000円のほか、先ほど債務負担行為で御説明いたしました第8期介護保険事業計画等の策定支援業務委託料412万9000円などがございます。

下の表の項の2・徴収費、目1・賦課徴収費に841万9000円を計上しております。内訳は、保険料の賦課及び徴収に要する経費で、主なものは納付書等の郵便料478万7000円がございまして。

次に74ページの下の表をお願いいたします。項の3・介護認定費、目1・介護認定審査会費に2334万9000円を計上しております。内訳は、要介護認定の申請を9550件と見込み、それに伴います介護認定審査会の年間275回の開催経費でございます。

次に、その下の目2・認定調査費に1億793万9000円を計上しております。内訳は、認定調査員の賃金や主治医意見書作成手数料、介護認定審査会の資料作成及び郵送等の経費で

ございます。前年度と比べまして、1960万5000円の減となっておりますが、その主な理由は先ほど申し上げましたが、前年度におきまして介護認定支援システムの更新に係る導入経費を予算措置したものが本年度は不要となることによるものでございます。

ここまでが、款1・総務費の説明となりますが、総務費の財源内訳の多くは一般会計からの繰入金でございます。

75ページの下の表をお願いいたします。

款2・保険給付費、項1・保険給付費、目1・介護サービス給付費に124億3229万9000円を計上しており、これは歳出予算総額の約85%を占めております。内訳は、要介護1から5までの認定を受けた方の介護サービス費に対する保険給付費でございます。

次に、目の2・介護予防サービス給付費に3億1194万8000円を計上しております。内訳は、要支援1、2の認定を受けた方の介護予防サービス費に対する保険給付費でございます。

次に目3・高額介護サービス費に2億9408万9000円を計上しております。内訳は、介護サービスを利用した月の自己負担額が一定の金額を超えた場合に超過した分を利用した被保険者に対して返還するものでございます。

次に76ページをお願いいたします。

この表の、少し飛びますけれども、目8・特定入所者介護サービス費に5億2438万円を計上しております。内訳は、施設に入所されておられる低所得者の方で、一定の要件を満たされる場合、居住費と食費について、所得に応じて自己負担の限度額が設けられており、その限度額を超えた分を保険給付するものでございます。この場合、入所者は限度額のみを支払うこととなります。

ここまでが款2・保険給付費の説明となりますが、保険給付費の財源内訳のうち、国県支出

金の55億7346万4000円については、給付費全体に占める国庫支出金の割合は、施設系サービスが15%、その他のサービスが20%、調整交付金が8.44%となっております。県支出金におきましては、施設系サービスが17.5%、その他のサービスが12.5%とされております。

その隣の繰入金金の17億3860万6000円については、給付費全体の12.5%が市の負担分とされ、その財源が一般会計からの繰入金でございます。

その隣の事業収入でございますが、63億879万9000円につきましては、第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料に相当する支払基金交付金でございます。

次に77ページをお願いいたします。

款3・地域支援事業費、項1・介護予防・日常生活支援総合事業費、目の1・介護予防・生活支援サービス事業費に3億3646万3000円を計上しております。内訳は、国が一律に基準と報酬を定めている保険給付とは異なり、市町村が地域の実情に応じて、介護予防や日常生活支援に係る多様なサービスを実施するもので、要支援1、2の認定を受けた方が利用する訪問型サービス、通所型サービスのほか、要介護認定を省略する介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できるサービスなどに要する経費でございます。

次に、目の2・一般介護予防事業費に3150万4000円を計上しております。内訳は、全ての高齢者を対象に、できるだけ健康な状態を維持できるようにすることを目的とした事業費で、主な経費はやつしろ元気体操教室やいきいきサロンの開催などに係る委託料や補助金でございます。この介護予防・日常生活支援総合事業費の財源内訳ですが、国県支出金の1億3798万6000円は、事業費の25%を国が、12.5%を県が負担する合計額でござい

ます。また、繰入金の4599万5000円は、事業費の12.5%を市が負担するための一般会計繰入金で、事業収入の1億8398万6000円は第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料に相当する支払基金交付金の合計でございます。

続きまして、78ページをお願いいたします。

項2・包括的支援事業・任意事業費、目1・包括的支援事業費に1億5593万8000円を計上しております。内訳は、市内6カ所に設置しております、地域包括支援センターの運営委託事業費や地域における助け合いや生活支援の体制整備を推進するための事業費などがございます。

下の段、目2・任意事業費に3242万2000円を計上しております。内訳の主なものとして、緊急通報装置を利用した安心相談確保事業や配食サービスを行う食の自立支援事業などの生活支援事業がございます。

この包括的支援事業・任意事業費の財源内訳ですが、国県支出金1億877万8000円については、事業費の38.5%を国が、19.25%を県が負担する合計額でございます。また、繰入金の3625万9000円は、事業費の19.25%を市が負担するための一般会計繰入金で、事業収入の4332万3000円は、第1号被保険者の保険料でございます。

次に、79ページをお願いします。

款5・諸支出金、項1・償還金及び還付加算金として218万円を計上しております。内訳は、第1号被保険者から徴収した過年度分の保険料の過誤徴収に基づく還付金の支出に充てるものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。ページが前後いたしますが、恐れ入りますが、66ページに戻っていただきたいと思いま

す。済みません。

2、歳入について、その主なものを御説明いたします。款1・保険料、項1・介護保険料、目1・第1号被保険者保険料に27億6252万円を見込んでおります。内訳として、節の1・現年度分特別徴収保険料25億2742万1000円は、年金から天引きされるものでございます。節の2・現年度分普通徴収保険料2億1977万6000円は、納付書や口座振替にて納付いただくものでございます。節の3・滞納繰越分保険料1532万3000円は、主に過去2年間の滞納分でございます。

67ページをお願いします。真ん中の表、款4・支払基金交付金、項1・支払基金交付金の合計額37億7506万2000円は、先ほど歳出の財源内訳で御説明いたしましたが、全国の医療保険者から徴収した第2号被保険者の保険料を社会保険診療報酬支払基金がプールして、法の規定により介護保険の保険者に交付するものでございまして、うち目の1・介護給付費交付金36億7571万1000円は、歳出の保険給付費の27%、下の段、目の2・地域支援事業支援交付金9935万1000円は、歳出の介護予防・日常生活支援総合事業費の27%とされております。

下の表、款5・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・介護給付費負担金25億498万1000円は、歳出の保険給付費のうち、施設系サービスに15%、その他のサービスに20%を、法の規定により国が負担するものでございます。

続きまして、68ページをお願いいたします。項2・国庫補助金、目1・調整交付金11億6739万7000円は、歳出の保険給付費の8.44%、地域支援事業費の5%に当たります。これは、市町村の努力では対応できない第1号被保険者の保険料の市町村間の格差を是正するために、国から交付されるものでござい

ます。

下の段、目の2及び目の3・地域支援事業交付金は、地域支援事業に必要な経費のうち、法の規定により国が負担するものでございます。

次に下の表、款6・県支出金、項1・県負担金、目1・介護給付費負担金19億1948万4000円は、歳出の保険給付費のうち、施設系サービスに17.5%、その他のサービスに12.5%を、法の規定により県が負担するものでございます。

69ページをお願いします。項2・県補助金、目1及び目2・地域支援事業交付金は、地域支援事業に必要な経費のうち、法の規定により県が負担するものでございます。

次に、濟いません、70ページをお願いいたします。款8・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金21億8571万2000円、これは歳出の保険給付費及び地域支援事業費に対する法の規定による市の負担分のほか、低所得者の保険料軽減に要する経費や職員給与費などでございます。

以上が歳入の説明でございます。これをもちまして、議案第7号・平成31年度（2019年度）八代市介護保険特別会計予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 歳出で介護サービスと介護予防サービスの給付費が、ともに下がってるっていうのがありますけども、実質的にですね。これはどういう理由ででしょうか。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） これは、昨年平成29年度の決算委員会の際ですね、不用額がですね、多いという御指摘を受けまして、それで、平成31年度の当初予算の編成につきましては、30年度の見込みをですね、より精査

しましてですね、しました結果でございます。特段の要因はございません。

○委員（橋本徳一郎君） ありがとうございます。です。

それと合わせて、市独自で、市町村が独自でやっている生活支援サービス事業、77ページですかね。と、介護予防事業費が上がってるっていうのは、これはこちらの利用者のほうがふえてるとかいうことでもないということですか。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 特段、そういうことではございませんが。ふえてるということではございません。

○委員長（上村哲三君） いいですか。

○委員（橋本徳一郎君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） もう一つ濟いませぬ。その次のページの78ページですね。包括支援事業の、これの予算比較のマイナスというもの、これも平成29年度の決算の分の精査ということによかったんでしょうか。

○長寿支援課長（鶴田洋明君） 全て予算のほうは、30年度の決算見込みをもとにですね、いろんな要素をですね、見込みまして精査をした結果でございます。

○委員（橋本徳一郎君） わかりました。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第7号・平成31年度八代市介護保険特別会計予算については、原案のとおり決する

に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

小会します。

(午後4時34分 小会)

(午後4時35分 本会)

◎議案第12号・平成31年度八代市診療所特別会計予算

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、議案第12号・平成31年度八代市診療所特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(丸山智子君) それでは、議案第12号・平成31年度八代市診療所特別会計予算につきまして、健康福祉政策課の續課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○健康福祉政策課長(續 良彦君) 健康福祉政策課の續でございます。

それでは、議案第12号・平成31年度八代市診療所特別会計予算につきまして御説明をいたします。失礼して着座にて御説明をさせていただきます。

それでは、予算書の175ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算では、歳入歳出予算総額をそれぞれ8351万8000円といたしております。また、第2条におきまして債務負担行為を、また、第3条におきまして地方債の設定をそれぞれ行っております。なお、第1条の歳入歳出予算及び第3条の地方債の内容につきましては、後ほど、179ページ以降の説明書のほうで御説明をさせていただきます。

続きまして、177ページの第2表、債務負担行為をごらんください。

こちらは、椎原診療所及び下岳診療所で使用

いたしております医療事務システムの更新を行うことに伴いまして、システムの使用料とその保守点検委託料につきまして債務負担行為を行うものでございます。期間は2020年度から2024年度で、限度額は415万4000円といたしております。

それでは次に、歳入歳出予算と地方債につきまして、その内容を御説明をさせていただきます。ページ飛びまして185ページをお開きください。

まず、歳出予算から御説明をいたします。款1・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費は5782万6000円で、前年度比で67万1000円の増となっております。椎原診療所医師1名1770万3000円は、椎原地区にございます市立椎原診療所で、県から派遣され、常勤で勤務をいたしております医師1名分の人件費でございます。椎原診療所一般管理事業1586万6000円は、この椎原診療所の運営に要します一般管理経費で、主なものは看護師などの臨時職員4名分の賃金760万3000円や、診療報酬請求事務委託105万4000円、医療事務システム経費50万6000円などでございます。

次の下岳診療所一般管理事業1884万5000円は、下岳地区にございます市立下岳診療所の運営に要します一般管理経費でございます。主なものは、八代郡医師会へ診療業務委託を行っております1679万円や医療事務システム経費50万6000円でございます。

次の歯科診療所一般管理事業541万2000円は、柿迫地区にございます市立泉歯科診療所の運営に要します一般管理経費でございます。主なものは、八代歯科医師会への診療業務委託236万9000円や、歯科診療用ユニットの更新経費298万3000円でございます。

次の目2・研究研修費は290万8000円

で、前年度比で208万9000円の増となっております。これは、椎原診療所に勤務いたします医師の研究、研修にかかる経費でございます。僻地の診療所に勤務する医師が、都市部に勤務いたします医師に比べまして、医療技術の向上に必要な研究や研修の機会が少なくなることを踏まえまして、研究、研修の機会を確保するというものでございます。研修は、主に県庁や人吉保健所、人吉医療センターなどで日常的に行っておりますが、本年度から現在勤務いたしております医師の出身大学でございます栃木県の自治医科大学での研究に取り組むことになっており、前年度に比べまして大幅な増額となっているところでございます。

次の目3・医療費は2147万円で、前年度比441万3000円の減となっております。こちらは、各診療所で医療を提供する際に用います医薬品や医薬材料、血液検査や歯科技工などの委託の経費でございます。医療費は、患者さんの症状や治療の方針によりまして、使用する医薬品等の違いがございまして、年度間での増減がございしますが、昨今は受診者数の減少やジェネリック医薬品の積極的な使用もございまして、支出減を見込んでいるところでございます。内訳といたしましては、椎原診療所が1365万1000円、下岳診療所が764万9000円、歯科診療所が17万円となっているところでございます。

次に、186ページをごらんください。款の2・公債費、項の1・公債費、目1・元金は128万3000円で、前年度比31万5000円の増となっております。これは、これまで医療機器の購入等で借りました起債の償還元金でございます。

次の目2・利子3万1000円は、前年度比1万9000円の減となっておりますが、同じく起債の償還利子でございます。

以上が歳出予算でございます。

続きまして、歳入予算及び地方債の御説明のほうをいたします。ページをちょっとお戻りいただきまして、182ページをお開きください。

まず、款1・診療所事業収入、項1・診療収入、目1・保険収入は2983万5000円で、前年度比459万円の減となっております。これは、医療保険から支払われます診療報酬で、椎原診療所で1670万円、下岳診療所で1291万円、歯科診療所で22万5000円を見込んでおります。

次の目2・一部負担金収入は533万円で、前年度比79万円の減となっております。こちらは医療費の個人負担分になります。

次の款の2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・診療所使用料は13万3000円でございます。これは、主なものは下岳診療所の診療に従事いたします医師などが休憩所として使用しております医師住宅の使用料13万円でございます。

項の2・手数料、目1・診療所手数料は125万円でございます。こちらは、診療所で作成いたします診断書の作成手数料20万円や予防接種や健康診断の際にかかります手数料105万円でございます。

次に、183ページをお開きください。

款の3・県支出金、項1・県補助金、目1・へき地診療所県補助金は1240万8000円でございます。こちらは、前年度比409万2000円の増となっているところでございます。節1・へき地診療所運営費補助金1053万5000円は、採算性が低い僻地診療所の運営費に対します補助金で、補助率は3分の2でございます。内訳は、椎原診療所が758万5000円、下岳診療所が145万8000円、歯科診療所が149万2000円となっております。次の節2・医療施設等整備費補助金149万1000円は、僻地診療所の施設設備費に

対します補助金で、こちらの補助率は2分の1となっております。今回の補助金は、歯科診療所の歯科診療用ユニットの更新経費にかかる分でございます。節の3・へき地患者輸送車運行支援事業補助金38万2000円は、椎原診療所で運行しております患者輸送車の運行経費にかかる補助金でございます。こちらは補助率2分の1となっております。

次の款4・繰入金、項1・一般会計繰入金、目1・一般会計繰入金は3193万5000円で、前年度費103万5000円の減となっております。こちらは、各診療所の運営におきまして生じます収支不足、すなわち赤字分を一般会計から繰り入れるものでございます。内訳は、椎原診療所が2179万8000円、下岳診療所が919万3000円、歯科診療所が94万4000円となっております。

次に、184ページをごらんください。款の5・繰越金、項1・繰越金、目1・繰越金は1000円といたしております。

次の款6・諸収入、項1・雑入、目1・雑入は122万6000円で、前年度比の96万3000円の増となっております。こちらは、節1・売上収入20万円は、椎原診療所に設置をいたしております太陽光発電設備で発生いたします余剰電力の売上収入でございます。節の2・雑入102万6000円は、長寿社会づくりソフト事業費交付金97万3000円が主なものでございます。この交付金は、先ほど歳出予算のほうで御説明をいたしました椎原診療所の医師が研究、研修を行う際に発生した旅費等につきます交付金でございます。交付元は公益財団法人地域社会振興財団でございます。

最後に、款7・市債、項1・市債、目1・診療所事業債は140万円でございます。こちら先ほど歳出のほうで御説明をいたしました歯科診療所の歯科診療用ユニットの更新経費にかかる借入金でございます。更新経費298万

3000円から補助率2分の1の県補助金149万1000円を差し引きました額、149万2000円に充当するものでございます。起債のメニューは過疎債となります。充当率は100%で、交付税算入割合が70%となっております。

なお、177ページの第3表、地方債におきまして、こちらの起債の限度額140万円を設定いたしております。

以上が平成31年度八代診療所特別会計予算の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（橋本徳一郎君） 歯科ユニットを更新するということですが、そのタイプと台数をちょっと教えていただけますか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 台数は1台でございます。通常歯科診療所でよく見る椅子と、あと治療を行ういろいろ薬を並べるようなテーブルがついてるような、そういったものの一式の1台でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 多分、値段からいくと、もうタービン型だと思うんですけど。

あともう一つ。ちょっと前回の決算とか、予算とかも何か聞きながら気になってたんですけども、椎原と下岳のほうですすね、日常的に相談できる医療スタッフみたいな方がおられるのかなと思ひまして、ちょっとその辺教えていただきたいと思ひまして。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） それは患者様が御相談ということですね。（委員橋本徳一郎君「そうですね」と呼ぶ）

椎原診療所につきましては、火曜日を除きまして、月曜、水曜、木曜、金曜日は先生が常駐をいたしております。また、看護師、医療事務も常駐をいたしておりますので、特に看護師、医師につきましては、火曜日を除きましてはほ

ば相談ができる体制となっております。

ただ下岳診療所につきましては、週に2回、火曜日と金曜日が一応診療日となっておりますので、その日以外は通常は閉めている状態でございます。

○委員（橋本徳一郎君） 診療してないときについては、何か相談したいとかいう場合はどういふふうな形をとられますか。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） 下岳診療所につきましては、現在、診療の業務委託しております医師のほうで、泉の柿迫のほうで診療所を開設されておりますので、もしその先生のほうに御相談いただく場合には、その診療所のほうに逆に連絡をとれるような形にはなっております。（委員橋本徳一郎君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようですので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第12号・平成31年度八代市診療所特別会計予算については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

◎議案第26号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、条例議案の審査に入ります。

議案第26号・八代市災害弔慰金の支給等に関する

条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） 議案第26号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正につきまして、健康福祉政策課の續課長が御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○健康福祉政策課長（續 良彦君） それでは、議案第26号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明のほう、いたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

まず、今回の改正につきましては、当条例に規定をいたしております災害援護資金につきまして、その根拠法令となります災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正され、その償還方法及び保証人に関する規定の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、本日別途お配りをいたしております資料のほうを、2枚ございしますが、タイトルが八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてと題した資料及び新旧対照表を配付いたしておりますが、そちらのほうで中身をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

それでは、説明のほうに入らせていただきます。

まず、1番目の制度概要でございますが、まず、そもそも災害援護資金と申しますのは、自然災害が発生した際に、被害を受けた世帯の世帯主に対しまして、その生活の立て直しのための資金を貸し付けるという制度でございます。

次に、2番目の改正内容及び3番目の改正理由は、あわせて御説明をいたしたいと思えます。今回のこの災害援護資金につきましては、改正点が2つございます。

まず1点目でございますが、この貸し付けにつきましては、この根拠法令であります災害弔

慰金等の支給等に関する法律の施行令によりまして、保証人を立てるということが規定をされていたところでございます。今回、この施行令が改正されまして、保証人の要否については市町村の判断によるということに改正をされたことから、この施行令の中の条文から、保証人に関する規定が削除されたところでございます。このため、現行の条例第15条第3項におきまして、この施行令の規定によるといたしておりました、この保証人にかかる規定につきましては、引き続き保証人を設けるためには、この条例のほうで新たに規定をし直す必要がございましたことから、今回、条例の第14条に第2項と第3項を追加をするものでございます。

なお、この保証人の取り扱いにつきましては、現行と変わらないとしているところでございます。

もう一つの2点目の改正点につきましては、償還方法でございます。今回の施行令の改正におきましては、これまで年賦償還又は半年賦償還、つまり年払いか半年払いかという償還方法に限定をされてたところですが、新たに月賦償還——月払いが加えられております。これに合わせて、当条例におきましても第15条第1項で償還方法の追加、つまり月賦償還を加えているところでございます。

なお、この施行期日につきましては、施行令の施行期日に合わせて、本年4月1日からといたしておりますが、今回の改正内容につきましては、施行日以後に発生する災害にかかる分につきまして適用することといたしましたので、既に行っております貸し付けにつきましては、なお従前のおりということでございます。

以上が本議案の御説明となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第26号・八代市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

---

◎議案第27号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 次に、議案第27号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） では、議案第27号・八代市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正につきまして、子ども未来課の田中課長が御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○理事兼子ども未来課長（田中かおり君） 子ども未来課、田中です。よろしくお願いたします。

議案第27号・八代市子ども医療の助成に関する条例の一部改正について説明いたします。着座にて説明いたします。

議案書では29ページからとなりますが、事前にお配りしておりますA4の2枚の資料で説明いたします。よろしいでしょうか。

本改正は、子ども医療費助成事業の対象年齢を15歳までから18歳までに拡大することに伴う一部改正でございます。

制度の内容といたしましては、助成対象者である子供は、市内に住民登録があり、18歳到達後の最初の3月31日までにある者としてします。この条件を満たせば、婚姻者、勤労者であっても助成の対象となります。下の保護者等の受給資格者は、市内に住民登録があることといたします。よって、子供も保護者もいずれも市内に住民登録があることが条件となります。ただし、DV等で市内に住所異動ができないなど、市長が特別の事情にあると認めた場合は助成の対象といたします。そのほか対象となる医療や自己負担、助成方法については現行と同じとなります。

次に、主な条例改正点ですが、1つ目は制度趣旨の追加です。これまでのこどもの健康の保持と健全な育成を図ることに子育て支援を図ることを追加いたしまして、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを明文化しております。

2つ目は、こどもと受給者の定義を変更しております。まず、助成対象者であるこどもの対象年齢の変更、そして現行の受給者を受給資格者に変更し、要件を本市に住民登録があり、次の1から3のいずれかに該当する者と新たに規定しております。その要件は、1、助成対象者であるこどもを養育し生計を同じくする父または母。2、父母に代わってこどもを養育し生計を同じくする——おじいちゃんやおばあちゃんなどですね——養育者。3、1、2の父母や養育者と同居していない婚姻者・勤労者の場合は助成対象者本人としております。

詳細は、3ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第1条で現行の趣旨に、及び子育て支援を図るを追加しております。

次に、こども、受給者の定義の変更でございまして、第2条第1号でこどもについて年齢を満15歳から満18歳に改正し、第3条第2号で本市に住民登録があるものとしております。

現行の第2条第6号の受給者については、受給資格者と改正し、新たに第4条で要件を規定しております。資料1ページで御説明いたしました要件1は、1号のアで、2は資料4ページのイで、3はウで規定しております。同条第2号で本市に住民登録があることを規定しております。なお、施行日は2019年の10月1日としております。

また、資料の2ページに参考といたしまして、助成見込みということで、対象となる子供の数、それと年間の助成見込み額、それから平成31年度の当初予算額の計上額、今後のスケジュールを載せております。

以上説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） 以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第27号・八代市こども医療費の助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 次に、本委員会に付託となっている請願、陳情はありませんが、郵送にて届いております要望書については、写しをお手元に配付しておりますので、御一読いただければと存じます。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

---

## ◎所管事務調査

- ・教育に関する諸問題の調査
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

○委員長(上村哲三君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、教育に関する諸問題の調査、保健・福祉に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、保健・福祉に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

- 
- ・保健・福祉に関する諸問題の調査

(八代市自殺対策計画の策定状況について)

○委員長(上村哲三君) それでは、八代市自殺対策計画の策定状況について説明願います。

○健康福祉部長兼福祉事務所長(丸山智子君) 本年度、健康推進課におきまして、取りまとめております八代市自殺対策計画につきまして、このたび素案のほうがり取りましたので、その概要につきまして御説明をさせていただきます。説明につきましては、健康推進課の南課長がいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康推進課長(南 睦子君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 健康推進課の南でございます。

八代市自殺対策計画案について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

地域の実情に合った自殺対策を進めるために、平成28年の自殺対策基本法の改正によりまして、都道府県及び市町村に自殺対策の計画策定が義務づけられ、本年度中に八代市自殺対策計画を策定しているところでございます。

これまでの取り組みとしましては、昨年8月に第1回八代市健康づくり推進協議会において、計画策定の趣旨を説明し、関係各課へ取り組み状況を照会し、策定作業を進め、内部協議を経て、パブリックコメントを実施いたしました。3月12日に第2回の八代市健康づくり推進協議会に諮り意見を聴取し、今回所管事務調査で委員の皆様方に御説明し、3月末までの完成予定としております。

資料につきましては、八代市自殺対策計画案と概要書A4両面1枚のものになりますけれども、概要書のほうを用いまして説明をしたいと思っておりますけれども、概要書両面のもの、ありませんでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり) よろしくお願いたします。(「一番下にあります」と呼ぶ者あり) よろしいでしょうか。

第1章、計画策定の趣旨等につきましては、計画の背景と趣旨につきましては、我が国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超え、その後も高い水準で推移しており、このような中、平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、社会全体で自殺対策が進められるようになりました。施行から10年目の平成28年3月には、自殺対策をさらに強化するため、自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県及び市町村に計画策定が義務づけられました。

これまで本市においては、八代市保健計画第二次の中で、自殺を招かないよう、こころの健康・休養の取り組みとして定め、推進してきたところですが、国の自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえ、八代市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない八代市をめざして～を策定することとなりました。

計画の位置づけにつきましては、市の最上位計画第2次八代市総合計画を基本とし、八代市保健計画第二次と整合性を持ち、自殺対策に関連するほかの計画と連携を図ることとしております。

計画の期間は、国の自殺総合対策大綱がおおむね5年をめぐり見直すこととされていることを踏まえ、本計画の期間は平成31年度から2023年度までの5年間とします。なお、法制度等の改正があった場合には、見直しを行い、柔軟に対応いたします。

計画の数値目標につきましては、国は平成29年7月に閣議決定した自殺総合対策大綱において、自殺死亡率を2026年までの10年間で平成27年に比べて30%以上減少させることを目標としております。こうした国の方針を踏まえつつ、八代市保健計画第二次であげております2022年までに自殺者数を25人以下に減少させるという目標を維持し、2026年までに平成27年の自殺死亡率を30%減少させることを目指します。

裏面をお願いいたします。

第2章、八代市の自殺の現状と課題についてですが、現状として6つ上げております。それから、取り組むべき課題として6つ上げておりますけれども、こちらの6つのことから捉えまして、第3章の自殺対策の取り組みのほうにつながっていきますけれども、第3章の自殺対策の取り組みとしましては、自殺対策の方向性として4つ、1番目に中高年世代への支援、次に、子ども・若者世代への支援、3番目に住み慣れた地域でいきいきと過ごせる支援体制の整備、4番目に連携体制の強化、以上4つの方向性を柱として、関係各課と連携した取り組みを推進してまいります。

最後に推進体制につきましては、本計画の推進においては、関係各課と連携し、全庁的に取り組めます。さらに、県、関係機関・団体や家

庭、地域、学校関係、職場等と連携協働し、事業の推進に努めます。また、関係機関・団体の代表委員による八代市健康づくり推進協議会において意見等を伺いながら、自殺対策の着実な推進を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（上村哲三君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。

○委員（鈴木田幸一君） これはいろんな協議会かなんかをした後、つくっていかれたんですかね。対策協議会かなんかつくられたんですかね。

○健康推進課長（南 睦子君） いえ、対策協議会というのはつくっておりませんけれども、もともと関係機関・団体の代表委員によりまして八代市健康づくり推進協議会というものがありましたので、その協議会を通じまして意見をいただきながら策定したことになります。

○委員（鈴木田幸一君） 大分いい計画ができてるなど思いながら見ているんですけども、2ページですね、あります、地域生活の現場というところから、いろんな問題の中で自殺に追い込まれていくという状態の中でですね、今一番問題視されているのが、学校のいじめであるとか、あるいは金銭的なトラブル、金銭的な借金が重なって生活ができなくなってということとか、失業も含めて、そういったものが延長の中にあると思うんですけど。すると、当然、そういったことに対して、関係ある部署との協議ばしっかりしたところをつくっていかなければ、ただ、作りましたよと。国が言ったから、作りましたよってだけの計画であるならば、もったいないと思うし、この計画をつくることによって、それぞれの関係部署が声高らかに、絶対やめさせよう、しないようにしようじゃないかという、そういう状態をつくる必要があるなと思いましたので、やっぱり単に健康づくり推進協議会とかじゃなくて、これを

中心としたしっかりした組織をつくりながら、警察との連絡も密にしながら、つくっていかれたならば、より効果があるかなと思いましたが、今そのような質問をしたわけなんですけれども、今後どういった方向で行かれるかをちょっとお聞きしたいと思います。これでおしまいですか。

○委員長（上村哲三君） まだできとらんとばい、これは。これはまだよ。これはまだできとらんとよ。

○委員（鈴木田幸一君） たたき台……。

○委員長（上村哲三君） 今、計画案だけです。（発言する者あり）3月末までに作成して決定するって、最初から言うてあるけん。（発言する者あり）ちょっと待ってね。ちょっと待ってね。鈴木田委員、わかりましたか。

○委員（鈴木田幸一君） そうですか。3月末までということならば、やっぱり、今先ほど言いましたように、そういった組織体の中でしっかりした協議も必要じゃなからうかと思えますけれども、そのことについては今のところ、計画はないんでしょうか。

○健康推進課長（南 睦子君） 協議につきましては、関係課であります教育部のほうの学校教育課、教育サポートセンター、人権政策課、市民活動政策課等ありますけれども、庁内12課のほうで照会をかけまして、それぞれの取り組みをですね、取りまとめたというようなところになります。で、全庁的に取り組んでいくというようなところで、意思を確認しているところですけども。（委員鈴木田幸一君「わかりました」と呼ぶ）

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（鈴木田幸一君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） やはり今、鈴木田委員が言われるようにですね、やはりこれは全体的

な流れをつくる必要があるというふうに思えますね。

ですから、庁内全体でですね、やはり投げかけた、呼びかけはやっぱりやっとなかないと、どのような体制が一番いいのか、そういう中で、やっぱりこの体制でつくったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

今からだ、十分その協議はできると思えますので、どうぞその点よろしくお願いたしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありますか。

○委員（野崎伸也君） いろいろ説明いただきまして、八代市の傾向については、高齢者のほうが多いので、そこを重点的にやりたいというようなことでありましたけれども、今までもそういったところのセーフティーネットというか、最終的なところで生活困窮者の自立支援のところやはりクローズアップされるのかなとは思ってますよね。やっぱり。

そういうところ、結構、今手厚くやっていたいでいますけども、さらにこれから、じゃ、そこら辺のところをどういうふうに、またさらに充実させていくかというところの何か計画はあるんですか。こういった支援がありますよとか、こういった支援がありますよとかというのを、どういうふうにその関係者の方というかですね、自殺対象になられるような方に対して周知していくのかというのはありますか。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（丸山智子君） そうですね、なかなか、どういう方がそこまで悩んでらっしゃるかというのをですね、客観的に見て、それを把握するのは難しいところがあるかと思われまので、今行っている事業の中でですね、きめ細やかな対応をして、少しでもそういった悩みが自殺につながるというようなことがないように、早期に食い止められるようにですね、今行っている相談等の中でですね、対応できるように、それぞれが自覚を持ってやっ

ていきたいというところがございます。

○委員（野崎伸也君） 計画をつくっていただいて、3章あたりからが、どのようにして具体的にやりますかというようなどころがあるんだろうと。取り組みをですね、書いてあると思うんですけど、この計画自体が5年というようなことなんですけど、毎年毎年、その計画に沿っていろんなことをやられるんですけども、そこら辺の、これはやりました、これはできないですねとかっていう、そのローリング的などはどうしますか。そういうところは多分抜けてる、ないですもんね。ただ、計画ばつくってやりましてなるとばってん、そこをちゃんと本当にできたかどうかというのを確認するところ、これは抜けておったねというようなどころがないように、計画自体がですよ。通常であれば、そういうところを毎年毎年ローリングしてからですね、やって確認していくんですよ。そういうところが、多分抜けているんじゃないかなと思ったんで、そこはちょっと考えてもらったほうがいいんじゃないかなというふうには思いません。

あと、さっきのお話なんですけど、やっぱり悩まれてる方っていうところが、相談さえできるところがあれば、知ってれば、もう少し何とかなっただっていうの、多分多いと思うんですよ。知らない人が多いんですよ。やっぱりそういうのを。やっぱり周知するというのは非常に大事なことなんで、今まで以上にやっぱり周知の分は頑張ってくださいという形で。

○委員（橋本幸一君） この計画の中では、まずは第一歩と思うんですね。で、いろんなその傾向というのが、もうちゃんと八代の場合にはつかまれたということで、これから、それを何とかといいますか、さっきセーフティーネットと言われたけど、いろんな相談窓口とか、そういうことを整備しながら、そこは徐々に、これは一気に進むということはなかなか難しいことで

あって、まずは第一歩は進んだということ。そういう気持ちでですね、一步一步進んでいただければ、私はいいかと思います。よろしくお願いいたします。

○委員（橋本徳一郎君） 計画として策定されたというのは非常にいい案だなと思うんですけど、いろんないのちの相談とか、こころの電話相談とか、そういった部分に行く前の段階で、もう気軽に解消できるというか、そういう関係性というのがもっと大事だろうなというふうに私は思ってるので、自殺に本当に追い込まれた方っていうか、本当にこういったところで策定計画で、こういう相談窓口がありますよというふうな御案内ももちろん大事なんですけど、それ以外の日常生活の中で、ゆとりある生活というか、心理的なゆとりがある生活が送れるようなという部分も、ちょっと投げかける部分は必要かなというふうに思いましたので、意見として申します。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で八代市自殺対策計画の策定状況についてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、

そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、文教福祉委員会を散会いたします。

(午後5時19分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成31年3月14日

文教福祉委員会

委員長